

DISCUSSION PAPER SERIES

2007-01

地方自治体の行財政能力と国からの権限委譲

中村匡克・川瀬晃弘

Discussion Papers can be downloaded:

<http://www1.tcue.ac.jp/home1/c-gakkai/dp/dp07-01>

地方自治体の行財政能力と国からの権限委譲¹

高崎経済大学地域政策学部 中村 匡克

東洋大学経済学部 川瀬 晃弘

1. はじめに

昭和の大合併が行われてからおよそ 50 年が経過した。長いあいだ、わが国には 3,000 を超える市町村が存在していたが、1999 年の市町村合併特例法の改正や 2000 年の地方分権一括法の施行を契機に進められてきた平成の大合併によって、その数は 1,820（平成 18 年 4 月 1 日現在）にまで減少した。合併特例法の期限が切れた 2006 年 3 月で、今回の大合併は一段落したといえよう。今後は、都道府県が中心となって、市町村合併の構想が提案されることとなっている。

市町村合併の主な目的は、(1) 交通の発達によって生じた住民生活圏と行政区域の不一致を解消することで、公共サービスに対する受益と負担の乖離を軽減させたり、より広い視野のもとでのまちづくりを可能とすること、(2) 国・地方ともに厳しい財政状況のなかで、より効率的な行財政運営を実現するために、市町村の人口規模拡大をはかり一人あたり行政経費を削減すること、そして、(3) 一定水準の社会資本整備を完了した今日において、多様化しつつある住民ニーズや来たる高齢化社会で求められる新たな行政需要に対応できる、さらには国から地方へ権限委譲や税源移譲を行い、真の自治を実現するための行財政基盤を整備することである。

だが、特例債発行や議員定数・任期の特例という合併促進のためのアメを用意し、合併の選択は市町村の判断に任されていた今回の大合併の特徴は、(1) 地方の中心都市が周辺

¹ 本稿は、第 10 回公共選択学会全国大会（京都大学）における報告論文を一部、加筆・修正したものである。報告後、討論者の田中宏樹先生（同志社大学）から有意義なコメントを頂いた。ここに記して感謝申し上げたい。なお、残された過ちは筆者らに帰すべきものである。

町村を編入合併し、政令指定都市や中核市への移行を目指すケース、(2) 人口規模の小さい町村同士が合併し、人口以上に面積が拡大するケース、(3) 新名称や役所の立地問題などで合意に達せず、合併しないまま残っているケースに大別することができるだろう。

今回、3分の1以上の市町村が合併という意思決定をし、それによって広域行政が実現したり、将来的により効率的な行財政運営が期待できるケースも少ないわけではなく、それらについては一定の評価が与えられるべきであろう。だが一方で、人口や面積といった市町村の状況において、これまで以上に大きな格差が生じたことも、見落としてはならない重大な事実であると考えられる。国から地方への権限委譲や税源移譲が大規模なものになればなるほど、市町村の行財政能力の違いは無視できない重要な要素になるといえるだろう。確かに、市町村の行財政能力の違いについては、地方分権に関するこれまでの研究においても疑問視されてきたが、それらの要素が明示的に扱われ検討されてきたとは言いがたい。

市町村合併が一段落したことと、今後の展開や実現可能性については未知の部分が多いとは言え、小泉政権が『骨太の方針』のなかで「三位一体改革」を打ち出し、道州制をはじめとする地方分権についての議論が継続して行われているこの時期に、地方自治体の行財政能力を考慮した地方分権論、なかでも権限委譲について検討し財政的裏づけの検証を行うことは、政府の政策に大きな影響を与えうる重要な仕事であろう。

もちろん、地方自治体の権限拡大という意味では税源移譲も重要なテーマであるが、政府の存在理由が市場の機能を補完することにあることを考えれば、国と地方の役割を見直し、権限委譲のあり方を議論することが優先課題であるといえるだろう。よって、本稿では国から地方への権限委譲、とくに地方自治体の行財政能力の違いを考慮した権限委譲について検証することを目的とする。

本稿の構成は以下のとおりである。第2節では、まず、平成の大合併によって人口や面積といった市町村の状況にこれまで以上に格差が生じていることと、市町村合併により都道府県の位置づけが不明確となりつつある現状について説明する。つぎに、これまでの地方分権の研究では、地方自治体（特に小規模市町村）の行財政能力について疑問を抱きつ

つも、それが明示的に考慮・分析されてこなかったことを述べる。第3節では、市町村の行財政能力のひとつの要素である行財政運営の効率性の視点から、小規模市町村の権限を限定（または権限を認めるが市町村の意思決定として外部（たとえば、都道府県）に委託）することを前提に歳出シミュレーションを行い、結果の提示と検証を行う。第4節では、まとめと残された課題を記す。

2. 問題の背景と先行研究

2.1 問題の背景

本稿の問題意識の中にある注目すべき背景のひとつは、市町村合併の進展によって、地方自治体の行財政能力にかかわる一要素ともいえる、人口や面積といった市町村の状況に大きな格差が生じたことである。市町村の人口と面積に関する基礎統計を2003年度と2006年度で比較してみよう（図表－1）。

合併によって、市町村人口の平均は3.79万人から6.41万人へと増加している。最大と最小は350万人と0.02万人で変わらないが、標準偏差は12.80から16.65へと拡大していることがわかる。面積の平均も118.52から200.54へ上昇している。最小が1.34km²から3.47km²に増加している以上に、最大は1,408km²から2,179km²へ増加しており、標準偏差も141.81から237.27に拡大している。人口の標準偏差は1.3倍、面積の標準偏差は1.7倍近く拡大し、今回の合併によって市町村の状況（ここでは人口と面積）にこれまで以上の格差が生じたことがわかる。この事実は、今後の地方分権の議論、特に権限委譲とそれに見合う税源移譲の問題について考える上で、考慮されるべき重要な問題であろう。

確かに、現在でもわが国には、政令指定都市や中核市、特例市制度が存在している。だが、これらの大都市制度は人口が50万人以上（実際には100万人を目安）、または数十万人以上の都市が対象とされるものであると同時に、制度が適用されても、都道府県から委譲される権限は決して大きいといえるものではない（図表－2）。委譲される権限の中心は、民生にかかわる事務手続きや相談所の設置、都市計画にかかわる建築許可、環境行政に関

する基準の設定・地域の指定などである。このことは、これらの制度の適用を受ける大都市も、人口が1万人に満たないような町村も、基本的な行政内容に大きな差異がないとも捉えることができる。

注目すべきもうひとつの背景は、市町村合併によって都道府県内の市町村数が減少し、現在の都道府県の位置づけが不明確になりつつあるという事実である（図表-3）。たとえば、富山県では15、福井県や香川県では17にまで県内の市町村数が減少している。また、県庁所在地などの中心都市が、県内人口や面積の数分の1を占めているケースも少なくない。都道府県は現在、自らの役割について考え存在意義を見出していく必要に迫られているといえよう。

2.2 権限委譲シミュレーションに関するこれまでの研究

わが国では、地方分権改革について古くから議論が繰り返されてきたが、この分野の研究は、その時々々の国家および地方財政の状況によって得られる結果が異なるため、議論の方向性も大きな影響を受ける。そこで、本稿では、地方分権の財政シミュレーションを行っている近年の研究に焦点をしばってサーベイを行い、本研究との違いを明確にしたい。

「無税国家」研究プロジェクト（1980）（以下、PHP（1980）とする）では、人口や歴史的つながりをもとに、全国を州と257の基礎自治体に再編し、地方分権（原文では「地域主権」と書かれている）の実現可能性について議論・検証を行っている。ただし、権限委譲や税源移譲といったシミュレーションを行ってはいない。

権限委譲や税源移譲のシミュレーションを行っている近年の研究では、「実効ある地域主権」研究プロジェクト（2002）（以下、PHP（2002）とする）と関西社会経済研究所・東北開発研究センター（2004）（以下、関西社研ほか（2004）とする）が代表である。

PHP（2002）では、PHP（1980）にしたがって、全国を12の広域自治体（州）と257の基礎自治体（府）に再編し、独自の役割分担および税源移譲案にもとづいて、歳出および歳入のシミュレーションを行っている。ひとつの地方分権案を財政的裏づけとともに提示し、実現可能性を検証している点や、改革のステップを明示している点において大きな貢

献があるといえよう。ただし、基礎自治体の収支については、都道府県レベルのマクロデータで示すに留まっている。また、市町村合併で巨大な基礎自治体（府）が形成されることを前提とした歳出の削減効果や公有資産の売却によるスリム化、自治体の経営努力による歳出削減などが自治体の財政収支の黒字に大きく貢献している。

関西社研（2004）では、東北地方（新潟県を含む）と関西地方（徳島県を含む）については、基礎自治体（独自提案の合併案による市町村）レベルまで財政的裏づけのシミュレーションが行われ、財政自立度という形で分析結果が示されている。また、民間活力の利用やコミュニティ活用による地方自治体の事務縮減も提案されている点が特徴としてあげられる。

しかしながら、両者の研究はいずれも、大都市であるか町村であるかにかかわらず、国から地方へ同じ権限委譲が行われることを前提としている点で、検証の余地が残されているといえよう。また、2002年の地方制度調査会では、小規模団体の権限縮小を求める「西尾私案」（西尾、2003）が提出され、大きな議論を巻き起こした経緯もあることから、市町村の行財政能力を考慮した上で、担うべき役割について検討し財政的裏づけのシミュレーションを行うことには一定の貢献があるといえるであろう。

3. 権限委譲の歳出シミュレーション

3.1 使用データとシミュレーションの手順

国から地方への権限委譲による歳出シミュレーションの概要は、以下のとおりである。

国および都道府県、都道府県レベルのマクロでの市町村の費用項目ごとの歳出額は、『財政統計（平成17年度版）』および『地方財政統計年報（平成17年版）』に掲載されている平成15（2003）年度のデータを利用する。市町村の歳出額および歳入（自主財源）、人口、面積、産業構成は、『市町村別決算状況調（平成17年度版）』より、やはり平成15（2003）年度のデータを抽出・利用する。また、都道府県や市町村の合併による歳出削減額は、関西社研ほか（2004）に掲載のデータを利用する。ただし、市町村合併の状況については、

2006年4月1日時点で合併の合意に至り、かつ同年10月までに合併することが決定しているものまでを考慮した。

これらのデータを用いて、国から地方への権限委譲が国、広域自治体（都道府県）、基礎自治体（市町村）の歳出をどのように変化させるのか、以下の手順に従ってシミュレーションを行う。

- 手順1： 現在の国および都道府県、市町村の目的別歳出の各項目に関するデータ（都道府県レベルのマクロデータ）を用意する。ただし、国から地方への財政移転についてはできる限り考慮し純計額に近づける。
- 手順2： 国、広域自治体、基礎自治体が将来担うべき役割（図表-4²）に従って、現在の国、都道府県、市町村の目的別歳出の各項目に関するデータを配分する。現在の国の歳出項目を都道府県間に配分する場合には、人口や面積、産業構造などのデータを使用する。
- 手順3： 都道府県や市町村合併による行財政運営の効率化による歳出削減額を取り除く。ただし、都道府県が再編された広域自治体については、衆議院議員の比例代表選挙区をもとにしている（東京23区の扱いのみ異なる）。
- 手順4： 市町村については、都道府県レベルのマクロデータをさらに、各市町村の人口や面積、産業構造のデータで配分する。
- 手順5： 合併後の市町村の人口規模が一定水準に達していない市町村（図表-5）では、歳出項目の金額を広域自治体（都道府県）に再配分する（図表-6³）。これに

² 権限委譲案については、PHP（2002）および関西社研ほか（2004）の提案をもとにしつつも、一部変更を加えている。

³ 市町村の議会費、総務費、民生費、衛生費、消防費、教育費の費用関数を推定する。被説明変数は「一人あたり経費」とし、説明変数には「人口」と「係数ダミー」（モデル [1]：人口1万人以上の都市は1、それ以外は0。以下同様に、モデル [2]：人口3万人以上は1、モデル [3]：人口5万人以上は1、モデル [4]：人口10万人以上は1、モデル [5]：人口20万人以上は1）、「定数項ダミー」を用いる。モデル [1] からモデル [5] の中で決定係数のもっとも高いモデルを採用し、そのモデルの係数ダミーで設定されている人口規模未満の市町村は、その権限を広域自治体（都道府県）に委託するとする。

よって、西尾私案において議論されたような、一定の人口規模未満の市町村の権限を限定する（または、権限は認められているが、外部の組織（広域自治体や周辺の都市）に委託する）ケースのシミュレーションが可能となる。

手順6： 税源移譲については考慮せず、現在の国および都道府県、市町村の自主財源額（＝地方税＋分担金＋負担金＋使用料＋手数料＋財産収入＋寄付金＋繰入金＋繰越金＋諸収入）を利用し、権限委譲後の歳出および歳出のうち経常分（＝歳出－公共事業関係費）に占める自主財源額を収支比率として計算する。

手順7： 手順4の結果（地方自治体の行財政能力（人口規模）にかかわらず、同じ権限委譲を行うケース）と手順5の結果（地方自治体の行財政能力を考慮して、異なる権限委譲を行うケース）を比較・検討する。

3.2 シミュレーション結果と検証

まず、国および広域自治体（都道府県）、基礎自治体（市町村）の都道府県レベルのマクロの結果を、自主財源と歳出または歳出のうち経常分との収支比率（＝自主財源／歳出のうち経常）でみていこう（図表-7）。

① 同じ権限を委譲するケース（図表-7）

[国]

国の自主財源は45.5兆円であり、歳出は44.4兆円となっている。歳出のうち経常分⁴のみでも44.4兆円であるので、収支比率はともに102.5%となっている。

[広域自治体（都道府県）]

東京（東京23区）の歳出および経常分の収支比率はそれぞれ192.1%、247.1%ときわめて高い結果が示されている。次に収支比率が高いのは南関東（歳出：83.6%、経常：124.2%）

⁴ 歳出額から公共事業関係費のみ除いているので、国では歳出＝経常分となっている。

で、東海（73.5%、112.2%）、関西（70.6%、105.2%）、北関東（67.8%、102.2%）とつづく。これらの広域自治体（都道府県）では、経常分の支出を自主財源でまかなえることになる。その他の地域は、北陸・信越（歳出：51.0%、経常分：74.9%）、四国（50.2%、75.5%）、東北（48.2%、67.4%）、北海道（44.4%、61.0%）、中国（49.0%、73.8%）、九州（46.7%、69.0%）となっている。沖縄（35.6%、50.9%）は、他の地域と比べてかなり低い結果が示されている。

[基礎自治体（市町村）]

都道府県レベルのマクロの数値であるが、東京（歳出：76.9%、経常分：105.6%）については経常分を自主財源でまかなうことができることがわかる。次に収支比率が高いのは東海（64.3%、77.9%）で、南関東（54.6%、67.4%）、北関東（48.3%、58.1%）、関西（45.6%、55.4%）などは比較的高い結果となる。北海道（32.0%、39.1%）、東北（31.4%、36.4%）、北陸・信越（39.8%、47.5%）、中国（38.7%、45.9%）、四国（41.9%、48.2%）、九州（31.5%、37.0%）は経常分の半分すら自主財源でまかなうことができない。沖縄（21.9%、26.5%）はほとんど必要な支出をまかなえないことがわかる。

② 異なる権限を移譲するケース（図表－8）

[国]

本稿のシミュレーションでは、国から基礎自治体への権限委譲は想定されていない（図表－4）ため、同じ権限委譲をするケースと数値に変更はない。

[広域自治体（都道府県）]

自主財源と歳出、経常分の収支比率をみていくと、やはり東京（歳出：184.1%、経常：239.2%）が突出して高い結果となっている。次に収支比率が高いのは南関東（73.4%、106.2%）で、東海（59.7%、86.7%）や関西（59.1%、84.9%）、北関東（53.0%、75.7%）

は高い値を示している。歳出では、北海道、東北、北陸・信越、中国、四国、九州はいずれも40%未満であり、経常では、北陸・信越、中国、四国は50～60%であるが、北海道、東北、九州は50%未満である。また、沖縄（25.9%、35.5%）はきわめて低い結果となっている。

[基礎自治体（市町村）]

もっとも高い値を示す東京（歳出：80.1%、経常：109.0%）でも、自主財源でまかなえるのは経常分のみとなっている。収支比率が高いのは、東海（73.2%、88.8%）、南関東（58.5%、72.2%）、北関東（56.7%、68.1%）、関西（50.2%、60.9%）である。また、四国（55.3%、63.3%）は比較的高い値を示している。その他、北海道、東北、北陸・信越、中国の収支比率は歳出が30～40%、経常でも40～50%である。沖縄は28.4%と34.3%である。

最後に、手順4と手順5の結果を市町村別レベルのマイクロデータでみていこう。シミュレーションによって得られた、自主財源と歳出のうち経常分の収支比率分を用いてヒストグラムを作成し、すべての基礎自治体に同じ権限委譲が委譲されるケースと、本稿の提案にもとづいて小規模な基礎自治体の権限が限定されるケースでどのような違いが生じるのか、地域ごとに確認していこう（図表-9）。

[北海道]

同じ権限委譲をするケースでは、収支比率20%～30%が最頻値となっており、約90の基礎自治体がここに属する結果となっている。次に頻度が高いのは収支比率30～40%で55程度、その次が収支比率20～30%で約30の基礎自治体がここに属している。収支比率10～20%ときわめて財政的に厳しい基礎自治体も、100%を超えている基礎自治体もわずかながら存在している。

異なる権限を委譲するケースでは、収支比率100%以上が最頻値となり、120を超える基礎自治体がここに属する結果となっている。一方、収支比率30～40%、40～50%のカテゴリ

リーにも 10 程度の基礎自治体が残っている。これは、北海道には本稿で設定した一定の人口規模を超える都市が極めてすくないことと、それらの都市でも自主財源が大幅に不足することを意味している。

また、注意しなければならないのは、ほとんどの基礎自治体が収支比率 100%以上のカテゴリーに属したからといって、税源移譲が必要ないという結論にはならないという点である。これらの基礎自治体のほとんどは役割が限定されたことによって収支比率 100%を超えたのであり、限定された権限はたとえば広域自治体（都道府県）や国（の直轄という形で）が肩代わりする必要がある（または、周辺の都市に手数料を支払う形で供給を依頼するなどの形態も考えられる）。よって、それらの業務を請け負う広域自治体は、役割に見合う税源移譲が行われる、または市町村から手数料が受け渡されるべきである。

[東北]

同じ権限委譲をするケースでは、収支比率 20~30%が最頻値となり 100 以上の基礎自治体がここに属する結果が得られている。次が 30~40%で 60 近い基礎自治体が、その次が 10~20%で約 40 の基礎自治体がこれらのカテゴリーに属している。収支比率 50%以上のカテゴリーにも、若干数の基礎自治体が属している。

異なる権限委譲をするケースでは、収支比率 100%以上に大半の基礎自治体が属す結果となる。それ以外では、収支比率 30~40%、40~50%のカテゴリーが多く、ともに 30 程度の基礎自治体が属することがわかる。また、一部の権限が限定されることにより、収支比率が改善される基礎自治体が存在しており、その結果 50~80%のカテゴリーが増加している。

[北関東]

同じ権限委譲をするケースでは、収支比率 40~50%が最頻値であり 50 以上の基礎自治体がここに属するが、その次の収支比率 30~40%にも 50 以上の基礎自治体が属し、50~60%にも 40 を超える基礎自治体が属している。北海道や東北と比べ、全体的に収支比率が

高い傾向にある。

異なる権限委譲をするケースでは、やはり収支比率 100%以上が最頻値となり、70 の基礎自治体がここに属する。それ以外では、収支比率 50~60%が最頻値であり 40 以上の自治体がこのカテゴリーにある。また、収支比率 60%以上にも 10~30 の基礎自治体が属する結果となり、北海道や東北とは異なる特徴がみられる。人口規模が本稿の設定以上に大きく権限をあまり限定されない都市が多い北関東の特徴が表れているといえよう。

[南関東]

同じ権限委譲をするケースでは、最頻値は収支比率 40~50%で 30 以上の基礎自治体が属する結果となっている。次が 50~60%、その次が 30~40%で 25 前後の基礎自治体がいずれのカテゴリーにある。また、収支比率 60%以上のカテゴリーにも 10~20 の基礎自治体が、100%以上のカテゴリーには 20 近い基礎自治体が属する結果となっている。大都市圏であるため、全体的に収支比率は高めで、財政状況が同質的な基礎自治体が多いことがうかがえる。

人口規模の大きな都市が多い地域であるが、それでも異なる権限委譲をするケースでは、収支比率 100%以上のカテゴリーにほとんどの基礎自治体が属する結果となっている。ただし、残りの基礎自治体のほとんどは収支比率 40%以上のカテゴリーに属している。

[北陸・信越]

同じ権限委譲をするケースでは、最頻値は収支比率 30~40%で 60 の基礎自治体がここに属している。次が、収支比率 40~50%で 50 弱の基礎自治体が、その次が 20~30%で 40 弱の基礎自治体が属している。収支比率 50~70%となる基礎自治体も 10 弱、それ以上の収支比率となるところも少数ながらある。

異なる権限委譲をするケースでは、90 近い基礎自治体が収支比率 100%を超え、その他の部分だけみると、収支比率 40~50%が最頻値となり 30 弱の基礎自治体がここに属す。次は 50~60%、60~70%のカテゴリーが多く、ともに 15 程度の基礎自治体がこのカテゴリー

リーにはいる。

[東海]

同じ権限委譲をするケースでは、最頻値は 40～50%で 50 以上の基礎自治体がここに属する結果となっている。次が 50～60%で 45 の基礎自治体が、その次が 30～40%で 30 以上の基礎自治体が属している。収支比率 60～70%、70～80%、80～90%の категорияにも 10～15 の基礎自治体が属しており、財政的に豊かで格差が少ないこの地域の特徴がでている。

異なる権限委譲をするケースでは、80 を超える基礎自治体が収支比率 100%を超える。それ以外をみると、最頻値は 50～60%で 25 程度の基礎自治体が、次は収支比率 60～70%となっている。収支比率 40～50%、70～80%、80～90%の categoriaにはいずれも 15 程度の基礎自治体が存在している。

[関西]

同じ権限委譲をするケースでは、最頻値は 30～50%であり 80 弱の基礎自治体がここに属している。次は 40～50%で 55 程度の基礎自治体が、その次は 20～30%で 45 程度の基礎自治体が属している。東海にくらべると、財政的に厳しい状況が浮かび上がっているといえるだろう。

異なる権限委譲をするケースでは、やはり 80 近い基礎自治体が収支比率 100%を超える結果となっている。これ以外では最頻値は 40～50%で 50 の基礎自治体が、収支比率 30～40%、50～60%、60～70%の categoriaにはともに 20 の基礎自治体が属する結果となっている。東海にくらべ、人口規模の大きな基礎自治体が多い割りに厳しい財政状況を反映し、収支比率 50%のあたりに多くの基礎自治体が属する結果となった。

[中国]

同じ権限委譲をするケースでは、最頻値は 20～30%で 40 の基礎自治体がこの categoriaに属する結果が示されている。収支比率 30～40%の categoriaも、20～30%と同じくら

いの基礎自治体が属している。収支比率の低いカテゴリーに多くの基礎自治体が属していることから、財政的には厳しいものの同質的な自治体が多いことが伺えるだろう。収支比率 70%以上のカテゴリーに属する基礎自治体はほとんどない。

異なる権限委譲をするケースでは、50 の基礎自治体で収支比率 100%のカテゴリーに属する結果となっている。残りの部分では、最頻値が 40~50%、次が 30~40%でともに 20 程度の基礎自治体がこのカテゴリーに属している。一定水準以上の人口規模の都市でも、収支比率が低い水準にあることがわかる。

[四国]

同じ権限委譲をするケースでは、収支比率 20~30%が最頻値であり、40 弱の基礎自治体がこのカテゴリーにはいる。次に頻度の高い 30~40%とその次の収支比率 10~20%には、20 程度の基礎自治体が属する結果となっている。収支比率 50%以上のカテゴリーに属する基礎自治体もわずかながら存在している。

異なる権限委譲をするケースでは、40 の基礎自治体が収支比率 100%を超える。それ以外での最頻値は収支比率 30~40%で 20 弱の基礎自治体が、次が 40~50%で 10 少々の基礎自治体が属している。収支比率が 50%以上のカテゴリーに属する基礎自治体数も増えていることがわかる。

[九州]

同じ権限委譲をするケースでは中国、四国と同様で、やはり収支比率 20~30%が最頻値で、150 の基礎自治体がここに属する結果となっている。次は収支比率 30~40%で 60 の基礎自治体が、その次は 10~20%で 40 の基礎自治体が属するが、最頻値と 2 番目、3 番目に属する基礎自治体数におおきな開きがある。

異なる権限委譲をするケースでは、およそ 90 の基礎自治体が収支比率 100%を超える結果となっている。残された部分では、収支比率 30~40%が最頻値で 50 を超える基礎自治体が、次は 70~80%で 30 弱の基礎自治体が属している。収支比率 40~70%にも 15~20

の基礎自治体が属している。同じ権限のときにはほとんど属する自治体が多かった、収支比率 40～80%のカテゴリーに属する基礎自治体が増えた理由は、この地域には本稿のシミュレーションで権限委譲に差をもたせるときの人口（1、3、5、10 万人）を境とする基礎自治体が多数存在しているためであろう。

4. 結 論

これまでの地方分権に関する研究において、国から地方へ権限委譲や税源移譲について議論するにあたり、基礎自治体（市町村）の行財政能力に疑問を抱きつつも、そのことが明示的に取り扱われてこなかった。そのため、財政的裏づけのシミュレーションも、大都市であろうが町村であろうが、国や広域自治体（都道府県）から同じ権限委譲が行われることを前提としていた。

本稿の貢献は、大都市と人口規模が一定以下の市町村で異なる権限委譲を行うケースでの、財政的裏づけとなる情報を市町村レベルで提供したことにある。2006 年 4 月には、それまで 3,200 存在していたわが国の市町村数は 1,820 にまで再編され、平成の大合併は一段落した感がある。今後、権限委譲や税源移譲の議論が本格化することを考えれば、未だ合併していなかったり、合併したものの人口が一定水準に達していない人口規模の小さい基礎自治体（市町村）の取り扱いを議論するための情報提供は重要な仕事であると考えられる。

当然ながら、シミュレーションを行うにあたり改善すべき問題も残されている。もっとも大きな問題は、市町村の行財政能力の評価方法である。本稿では、行財政能力にかかわるひとつの要素として、行財政運営の効率性の視点から人口規模の小さい基礎自治体（市町村）の役割を限定することとしたが、この点については議論の余地が残されているであろう。また、状況の設定次第で得られる結果が決まるというのはシミュレーション自体がもつ欠点でもあるが、本稿の結果もわれわれが独自に設定した条件のもとでの結果であることも注意が必要である。

さらに、真の「地方自治」の実現が地方分権の最大の目的であるとすれば、人口規模の小さい基礎自治体の権限を限定することの是非は当然議論されるべき重要な点である。

参考文献・資料

関西社会経済研究所・東北開発研究センター（2004）「広域地方政府化とコミュニティの再生に関する研究」（第 I 部）、pp.1-121.

財務省財務総合政策研究所（2001）「主要国の地方税財政制度（イギリス・ドイツ・フランス・アメリカ）」、<http://www.mof.go.jp/jouhou/soken/kenkyu/zk050.htm>

「実効ある地域主権」研究プロジェクト（2002）「「実効ある地域主権」の実現に向けた 7 つの提言—日本再編計画 2010—」PHP 総合研究所.

総合研究開発機構（NIRA）（2005）『広域地方政府システムの提言—国・地域の再生に向けて』総合研究開発機構.

田村秀（2004）『道州制・連邦制—これまでの議論・これからの展望』ぎょうせい.

土居丈朗（2004）『地方分権改革の経済学—「三位一体」の改革から「四位一体」の改革へ』日本評論社.

西尾勝（2002）「今後の基礎自治体のあり方について（私案）」、http://www.soumu.go.jp/singi/pdf/No27_senmon13_03.pdf.

林宜嗣（1999）「広域行政と狭域行政」『地方財政』有斐閣ブックス.

「無税国家」研究プロジェクト（1996）『日本再編計画—無税国家への道—』PHP 総合研究所.

持田信樹（2004）『地方分権の財政学—原点からの再構築』東京大学出版会.

[統計資料]

出井信夫・参議院総務委員会調査室（2005）『図説 地方財政データブック（平成 17 年度版）』学陽書房.

イミダス編集部編（2006）『一目でわかる平成の大合併地図（イミダス特別編集）』集英社.

財務省主計局『財政統計（平成 17 年版）』.

財務省ホームページ、<http://www.mof.go.jp/>

総務省『市町村別決算状況調（平成 15 年度）』、http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/h15_shichouson.htm.

総務省ホームページ、<http://www.soumu.go.jp/>

地方財務協会『地方財政統計年報（平成 17 年版）』.

[図表]

図表－1 平成の大合併による市町村の状況変化（2003年度と2006年度の比較）

人口の比較

2003年度		2006年度	
平均	3.79	平均	6.41
標準偏差	12.80	標準偏差	16.65
最小	0.02	最小	0.02
最大	350	最大	350
標本数	3,132	標本数	1,820

面積の比較

2003年度		2006年度	
平均	118.52	平均	200.54
標準偏差	141.81	標準偏差	237.27
最小	1.34	最小	3.47
最大	1,408	最大	2,179
標本数	3,132	標本数	1,820

図表－2 大都市制度の条件と権限

大都市制度の条件

政令指定都市	中核市	特例市
人口 50 万人以上で政令で指定する市	1. 人口 30 万人以上 2. 人口 50 万人未満で100km ²	人口 20 万人以上
→ 人口その他都市としての規模、行財政能力等において、既存の政令指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定		
15 団体	36 団体	39 団体

注：2006 年 4 月 1 日現在。

大都市制度と権限

事務範囲	政令指定都市	中核市	特例市
民生行政に関する事務			
児童相談所の設置	○		
身体障害者手帳の交付	○	○	
母子相談員の設置	○	○	
母子・寡婦福祉資金の貸付け	○	○	
養護老人ホームの設置認可・監督	○	○	
都市計画等に関する事務			
都道府県道、産廃施設、流通業務団地等に関する都市計画決定	○		
屋外広告物の条例による設置制限	○	○	
市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可	○	○	○
市街地開発事業の区域内における建築の許可	○	○	○
都市計画事業の施行地区内における建築等の許可	○	○	○
市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可	○	○	○
土地区画整理事業組合の設立の許可	○	○	○
土地区画整理事業の改良地区内の建築等の許可	○	○	○
宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可	○	○	○
土木行政に関する事務			
市内の指定区域外の国道の管理	○		
市内の県道の管理	○		
文教行政に関する事務			
県費負担教職員の任免、給与の決定	○	○	
保健所の設置(保健所設置市が行う事務)			
地域住民の健康保持、増進のための事業の実施	○	○	
飲食店営業等の許可	○	○	
一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可	○	○	
浄化槽設置等の届出	○	○	
環境保全行政に関する事務			
ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届出	○	○	○
騒音を規制する地域、規制基準の指定	○	○	○
悪臭原因物の排出を規制する地域の指定	○	○	○
振動を規制する地域の指定	○	○	○
その他			
計量法に基づく勧告、定期検査	○	○	○

資料：出井信夫・参議院総務委員会調査室(2005)、『図説 地方財政データブック(平成17年度版)』、学陽書房をもとに筆者が作成。

図表－3 各都道府県内の市町村数（2006年4月1日現在）

都道府県	人口 (万人)	面積 (万km ²)	人口密度 (人/km ²)	市町村数			
				市	区	町	村
北海道	564.2	7.84	71.9	35	10	130	15
青森県	145.1	0.96	151.0	10		22	8
岩手県	139.5	1.53	91.3	13		16	6
宮城県	237.1	0.73	325.4	13	5	22	1
秋田県	115.9	1.16	99.8	13		9	3
山形県	122.4	0.93	131.3	13		19	3
福島県	210.5	1.38	152.7	12		33	16
茨城県	299.2	0.61	490.8	32		10	2
栃木県	201.5	0.64	314.4	14		19	
群馬県	203.4	0.64	319.6	12		17	10
埼玉県	706.4	0.38	1860.3	40	10	30	1
千葉県	604.7	0.52	1172.8	36	6	17	3
東京都	1245.3	0.22	5693.7	26	23	5	8
神奈川県	874.0	0.24	3617.8	19	25	15	1
新潟県	244.8	1.26	194.6	20		9	6
富山県	111.6	0.42	262.8	10		4	1
石川県	117.7	0.42	281.3	10		9	
福井県	82.6	0.42	197.1	9		8	
山梨県	88.7	0.45	198.6	13		9	7
長野県	221.2	1.36	163.1	19		25	37
岐阜県	212.0	1.06	199.6	21		19	2
静岡県	380.0	0.78	488.4	23	3	19	
愛知県	720.6	0.52	1395.8	35	16	26	2
三重県	186.9	0.58	323.5	14		15	
滋賀県	137.4	0.40	342.1	13		13	
京都府	264.5	0.46	573.5	14	11	13	1
大阪府	884.0	0.19	4667.8	33	31	9	1
兵庫県	559.2	0.84	666.2	29	9	12	
奈良県	143.0	0.37	387.4	12		15	12
和歌山県	105.0	0.47	222.3	9		20	1
鳥取県	61.0	0.35	173.9	4		14	1
島根県	74.9	0.67	111.7	8		12	1
岡山県	195.1	0.71	274.3	15		12	2
広島県	287.9	0.85	339.6	14	8	9	
山口県	150.5	0.61	246.2	13		9	
徳島県	81.5	0.41	196.6	8		15	1
香川県	101.9	0.19	543.4	8		9	
愛媛県	147.6	0.57	260.0	11		9	
高知県	80.3	0.71	113.0	11		18	6
福岡県	506.0	0.50	1017.1	27	14	38	4
佐賀県	87.0	0.24	356.6	10		13	
長崎県	149.4	0.41	364.8	13		10	
熊本県	185.2	0.74	250.1	14		26	8
大分県	121.5	0.63	191.6	14		3	1
宮崎県	116.1	0.77	150.0	9		19	3
鹿児島県	176.8	0.92	192.5	17		28	4
沖縄県	135.7	0.23	596.9	11		11	19
全 国	12786.5	37.29	342.9	779	171	844	197

図表－４ 権限委譲シミュレーションにおける国と地方の役割(同じ権限を委譲するケース)

現在の国の歳出項目と権限委譲先

	金額	国	広域	基礎
社会保障関係費	145,419	-	-	-
生活保護費	0		100%	
社会福祉費	15,588		100%	
社会保険費	123,988	100%		
保健衛生対策費	963		100%	
失業対策費	4,880		100%	
文教及び科学振興費	32,129	-	-	-
義務教育費国庫負担金	0		100%	
国立学校特別会計へ繰入	14,720	100%		
科学技術振興費	13,000	100%		
文教施設費	930		100%	
教育振興助成費	2,945		100%	
育英事業費	534	100%		
国債費	155,440	100%		
恩給関係費	12,069	-	-	-
文官等恩給費	470	100%		
旧軍人遺族等恩給費	10,900	100%		
恩給支給事務費	39	100%		
遺族及び留守家族等援護費	660	100%		
地方交付税交付金	0			
地方特例交付金	0			
防衛関係費	48,968	100%		
公共事業関係費	50,029	-	-	-
治山治水対策事業費	7,624		100%	
道路整備事業費	12,761		100%	
港湾空港鉄道等整備事業費	3,321		100%	
住宅都市環境整備事業費	8,789		100%	
下水道水道廃棄物処理等施設整備費	7,876		100%	
農業農村整備事業費	5,994		100%	
森林水産基盤整備事業費	2,447		100%	
調整費等	270		100%	
災害復旧等事業費	947		100%	
経済協力費	9,000	100%		
中小企業対策費	1,860		100%	
エネルギー対策費	5,570	100%		
食料安定供給関係費	7,440	100%		
産業投資特別会計へ繰入	1,020	100%		
改革推進公共投資事業償還時補助等	0	100%		
その他の事項経費	52,430	100%		
予備費	0	100%		
合 計	521,374			

単位：億円

現在の都道府県の歳出項目と権限委譲先

	金額	国	広域	基礎
議会費	849		100%	
総務費	32,144	-	-	-
総務管理費	19,726		100%	
企画費	2,622		100%	
徴税費	4,299		100%	
市町村振興費	2,886			100%
選挙費	1,108		100%	
防災費	941		100%	
統計調査費	345		100%	
人事委員会費	89		100%	
監査委員会費	128		100%	
民生費	39,667	-	-	-
社会福祉費	8,937			100%
老人福祉費	17,609			100%
児童福祉費	9,580			100%
生活保護費	3,497			100%
災害救助費	44		100%	
衛生費	15,506	-	-	-
公衆衛生費	7,038			100%
結核対策費	88			100%
精神衛生費	1,508			100%
環境衛生費	2,708			100%
清掃費	520		50%	50%
保健所費	1,446			100%
医薬費	2,198		100%	
労働費	2,562	-	-	-
労政費	1,221		50%	50%
職業訓練費	886		50%	50%
失業対策費	371		50%	50%
労働委員会費	84		50%	50%
農林水産業費	35,818	-	-	-
農業費	7,096		50%	50%
畜産業費	1,387		50%	50%
農地費	15,407		50%	50%
林業費	7,583		50%	50%
水産業費	4,346		50%	50%
商工費	31,821	-	-	-
商業費	19,765		50%	50%
工鉱業費	11,205		50%	50%
観光費	851		50%	50%

土木費	82,893	-	-	-
土木管理費	5,059		100%	
道路橋りょう費	33,781		100%	
河川海岸費	16,423		100%	
港湾費	3,632		100%	
都市計画費	16,307	-	-	-
街路費	7,899			100%
公園費	2,106			100%
下水道費	3,520			100%
区画整理費等	2,783			100%
住宅費	6,588			100%
空港費	1,103		100%	
警察費	33,622		100%	
消防費	2,163			100%
教育費	116,445	-	-	-
教育総務費	18,455		50%	50%
小学校費	38,665			100%
中学校費	22,135			100%
高等学校費	24,084		100%	
特殊学校費	7,232		100%	
幼稚園費	26			100%
社会教育費	2,495			100%
保健体育費	1,389	-	-	-
体育施設費等	1,151			100%
学校給食費	238			100%
大学費	1,966		100%	
災害復旧費	2,033	-	-	-
農林水産施設	516		100%	
公共土木施設	1,495		100%	
その他	22		100%	
公債費	66,880		100%	
諸支出金	631	-	-	-
普通財産取得費	0		100%	
公営企業費	631		100%	
前年度繰上充用金	96		100%	
利子割交付金	0			
地方消費税交付金	0			
ゴルフ場利用税交付金	0			
特別地方消費税交付金	0			
自動車取得税交付金	0			
軽油引取税交付金	0			
特別区財政調整交付金	0			
合 計	463,129			

単位：億円

現在の市町村の歳出項目と権限委譲先

	金額	国	広域	基礎
議会費	4,364			100%
総務費	57,440	-	-	-
総務管理費	46,690			100%
徴税费	5,624			100%
戸籍・住民基本台帳費	2,722			100%
選挙費	1,580			100%
統計調査費	471			100%
監査委員費	353			100%
民生費	108,034	-	-	-
社会福祉費	29,595			100%
老人福祉費	23,458			100%
児童福祉費	34,891			100%
生活保護費	20,053			100%
災害救助費	37			100%
衛生費	42,460	-	-	-
保健衛生費	19,600			100%
結核対策費	214			100%
保健所費	870			100%
清掃費	21,776			100%
労働費	1,746	-	-	-
失業対策費	159			100%
労働諸費	1,587			100%
農林水産業費	18,107	-	-	-
農業費	6,370			100%
畜産業費	729			100%
農地費	6,672			100%
林業費	2,474			100%
水産業費	1,861			100%
商工費	16,551			100%
土木費	80,880	-	-	-
土木管理費	4,880			100%
道路橋りょう費	20,087			100%
河川費	2,437			100%
港湾費	1,958			100%
都市計画費	43,667	-	-	-
街路費	8,161			100%
公園費	6,517			100%
下水道費	17,446			100%
区画整理費等	11,543			100%
住宅費	7,624			100%
空港費	227			100%
消防費	16,677			100%

教育費	53,211	-	-	-
教育総務費	6,676			100%
小学校費	11,666			100%
中学校費	6,564			100%
高等学校費	1,833			100%
特殊学校費	237	100%		
幼稚園費	2,377			100%
社会教育費	11,914			100%
保健体育費	10,961	-	-	-
体育施設費等	4,386			100%
学校給食費	6,575			100%
大学費	985			100%
災害復旧費	1,297	-	-	-
農林水産施設災害復旧費	447			100%
公共土木施設災害復旧費	731			100%
その他	119			100%
公債費	60,982			100%
諸支出金	2,452	-	-	-
普通財産取得費	407			100%
公営企業費	2,045			100%
前年度繰上充用金	171			100%
特別区財政調整納付金	0			100%
合計	464,374			

単位：億円

図表－5 基礎自治体の人口規模と歳出構造の分析

議会費

	モデル[1]	モデル[2]	モデル[3]	モデル[4]	モデル[5]
定数	1.397 (23.227) **	1.010 (47.849) **	0.772 (69.314) **	0.644 (74.834) **	0.587 (74.014) **
人口	-0.291 (-11.581) **	-0.125 (-20.974) **	-0.056 (-28.127) **	-0.030 (-27.700) **	-0.020 (-25.345) **
係数ダミー	0.284 (11.269) **	0.119 (20.047) **	0.053 (26.026) **	0.028 (20.105) **	0.019 (11.098) **
定数項ダミー	-0.937 (-15.497) **	-0.621 (-28.208) **	-0.469 (-28.064) **	-0.400 (-11.400) **	-0.358 (-5.252) **
Adj R2	0.675	0.776	0.732	0.634	0.554

注:括弧内の数値はt値で、**は5%有意、*は10%有意を表す。
注:サンプル数はいずれも676である。

総務費

	モデル[1]	モデル[2]	モデル[3]	モデル[4]	モデル[5]
定数	15.255 (13.387) **	10.529 (22.056) **	7.960 (33.299) **	6.723 (41.145) **	6.272 (45.210) **
人口	-3.174 (-6.659) **	-1.215 (-9.048) **	-0.481 (-11.233) **	-0.223 (-10.989) **	-0.148 (-10.650) **
係数ダミー	3.127 (6.558) **	1.187 (8.822) **	0.465 (10.570) **	0.219 (8.236) **	0.155 (5.157) **
定数項ダミー	-10.090 (-8.813) **	-5.907 (-11.872) **	-3.762 (-10.506) **	-3.059 (-4.597) **	-3.099 (-2.599) **
Adj R2	0.293	0.304	0.253	0.200	0.171

注:括弧内の数値はt値で、**は5%有意、*は10%有意を表す。
注:サンプル数はいずれも676である。

民生費

	モデル[1]	モデル[2]	モデル[3]	モデル[4]	モデル[5]
定数	23.477 (18.301) **	15.115 (27.144) **	11.683 (41.883) **	9.884 (50.943) **	9.485 (58.013) **
人口	-5.089 (-9.483) **	-1.545 (-9.861) **	-0.528 (-10.561) **	-0.149 (-6.201) **	-0.083 (-5.081) **
係数ダミー	5.094 (9.492) **	1.566 (9.978) **	0.544 (10.607) **	0.176 (5.554) **	0.102 (2.893) **
定数項ダミー	-15.054 (-11.681) **	-7.133 (-12.288) **	-3.536 (-8.463) **	-2.167 (-2.743) **	-1.413 (-1.006)
Adj R2	0.248	0.205	0.146	0.053	0.033

注:括弧内の数値はt値で、**は5%有意、*は10%有意を表す。
注:サンプル数はいずれも676である。

衛生費

	モデル[1]	モデル[2] +	モデル[3]	モデル[4]	モデル[5]
定数	7.703 (11.418) **	5.324 (18.881) **	4.643 (33.837) **	4.134 (44.775) **	3.935 (50.521) **
人口	-1.403 (-4.973) **	-0.387 (-4.876) **	-0.196 (-7.963) **	-0.090 (-7.868) **	-0.057 (-7.357) **
係数ダミー	1.390 (4.923) **	0.383 (4.816) **	0.199 (7.865) **	0.097 (6.434) **	0.058 (3.450) **
定数項ダミー	-4.211 (-6.212) **	-2.113 (-7.190) **	-1.664 (-8.098) **	-1.321 (-3.513) **	-0.837 (-1.251)
Adj R2	0.124	0.141	0.130	0.096	0.076

注:括弧内の数値はt値で、**は5%有意、*は10%有意を表す。
注:サンプル数はいずれも676である。

消防費

	モデル[1]	モデル[2] +	モデル[3]	モデル[4]	モデル[5]
定数	3.494 (15.329) **	2.555 (26.648) **	2.031 (42.588) **	1.745 (52.881) **	1.657 (59.183) **
人口	-0.643 (-6.747) **	-0.256 (-9.498) **	-0.103 (-12.010) **	-0.043 (-10.581) **	-0.029 (-10.237) **
係数ダミー	0.634 (6.653) **	0.251 (9.289) **	0.100 (11.363) **	0.042 (7.897) **	0.029 (4.730) **
定数項ダミー	-2.059 (-8.990) **	-1.222 (-12.224) **	-0.774 (-10.841) **	-0.581 (-4.325) **	-0.530 (-2.204) **
Adj R2	0.295	0.299	0.259	0.186	0.157

注:括弧内の数値はt値で、**は5%有意、*は10%有意を表す。
注:サンプル数はいずれも676である。

教育費

	モデル[1]	モデル[2]	モデル[3] +	モデル[4]	モデル[5]
定数	5.983 (7.144) **	5.507 (15.921) **	5.478 (32.799) **	4.974 (44.455) **	4.790 (51.011) **
人口	-0.392 (-1.119)	-0.191 (-1.960) *	-0.197 (-6.570) **	-0.094 (-6.756) **	-0.063 (-6.731) **
係数ダミー	0.372 (1.060)	0.182 (1.869) *	0.196 (6.378) **	0.094 (5.158) **	0.052 (2.573) **
定数項ダミー	-1.597 (-1.898) *	-1.468 (-4.070) **	-1.699 (-6.791) **	-1.251 (-2.746) **	-0.505 (-0.626)
Adj R2	0.062	0.101	0.103	0.078	0.066

注:括弧内の数値はt値で、**は5%有意、*は10%有意を表す。
注:サンプル数はいずれも676である。

図表－6 権限委譲シミュレーションにおける国と地方の役割(異なる権限を委譲するケース)

国からの権限委譲と基礎自治体の人口規模

	基礎	最低人口規模 (万人)
社会保障関係費	－	－
生活保護費	0%	
社会福祉費	0%	
社会保険費	0%	
保健衛生対策費	0%	
失業対策費	0%	
文教及び科学振興費	－	－
義務教育費国庫負担金	0%	
国立学校特別会計へ繰入	0%	
科学技術振興費	0%	
文教施設費	0%	
教育振興助成費	0%	
育英事業費	0%	
国債費	0%	
恩給関係費	－	－
文官等恩給費	0%	
旧軍人遺族等恩給費	0%	
恩給支給事務費	0%	
遺族及び留守家族等援護費	0%	
地方交付税交付金	0%	
地方特例交付金	0%	
防衛関係費	0%	
公共事業関係費	－	－
治山治水対策事業費	0%	
道路整備事業費	0%	
港湾空港鉄道等整備事業費	0%	
住宅都市環境整備事業費	0%	
下水道水道廃棄物処理等施設整備費	0%	
農業農村整備事業費	0%	
森林水産基盤整備事業費	0%	
調整費等	0%	
災害復旧等事業費	0%	
経済協力費	0%	
中小企業対策費	0%	
エネルギー対策費	0%	
食料安定供給関係費	0%	
産業投資特別会計へ繰入	0%	
改革推進公共投資事業償還時補助等	0%	
その他の事項経費	0%	
予備費	0%	

都道府県からの権限委譲と基礎自治体の人口規模

	基礎	最低人口規模 (万人)
議会費	0%	
総務費	—	—
総務管理費	0%	
企画費	0%	
徴税费	0%	
市町村振興費	100%	10
選挙費	0%	
防災費	0%	
統計調査費	0%	
人事委員会費	0%	
監査委員費	0%	
民生費	—	—
社会福祉費	100%	10
老人福祉費	100%	
児童福祉費	100%	10
生活保護費	100%	10
災害救助費	0%	
衛生費	—	—
公衆衛生費	100%	10
結核対策費	100%	10
精神衛生費	100%	10
環境衛生費	100%	10
清掃費	50%	10
保健所費	100%	10
医薬費	0%	
労働費	—	—
劳政費	50%	10
職業訓練費	50%	10
失業対策費	50%	10
労働委員会費	50%	10
農林水産業費	—	—
農業費	50%	10
畜産業費	50%	10
農地費	50%	10
林業費	50%	10
水産業費	50%	10
商工費	—	—
商業費	50%	10
工鉱業費	50%	10
観光費	50%	10

土木費	—	—
土木管理費	0%	
道路橋りょう費	0%	
河川海岸費	0%	
港湾費	0%	
都市計画費	—	—
街路費	100%	10
公園費	100%	10
下水道費	100%	10
区画整理費等	100%	10
住宅費	100%	10
空港費	0%	
警察費	0%	
消防費	100%	3
教育費	—	—
教育総務費	50%	10
小学校費	100%	10
中学校費	100%	10
高等学校費	0%	
特殊学校費	0%	
幼稚園費	100%	10
社会教育費	100%	10
保健体育費	—	—
体育施設費等	100%	10
学校給食費	100%	10
大学費	0%	
災害復旧費	—	—
農林水産施設	0%	
公共土木施設	0%	
その他	0%	
公債費	0%	
諸支出金	—	—
普通財産取得費	0%	
公営企業費	0%	
前年度繰上充用金	0%	
利子割交付金	0%	
地方消費税交付金	0%	
ゴルフ場利用税交付金	0%	
特別地方消費税交付金	0%	
自動車取得税交付金	0%	
軽油引取税交付金	0%	
特別区財政調整交付金	0%	

市町村からの権限委譲と基礎自治体の人口規模

	基礎	最低人口規模 (万人)
議会費	100%	1
総務費	—	—
総務管理費	100%	3
徴税費	100%	3
戸籍・住民基本台帳費	100%	3
選挙費	100%	3
統計調査費	100%	3
監査委員費	100%	3
民生費	—	—
社会福祉費	100%	1
老人福祉費	100%	1
児童福祉費	100%	1
生活保護費	100%	1
災害救助費	100%	1
衛生費	—	—
保健衛生費	100%	3
結核対策費	100%	3
保健所費	100%	3
清掃費	100%	3
労働費	—	—
失業対策費	100%	3
労働諸費	100%	3
農林水産業費	—	—
農業費	100%	3
畜産業費	100%	3
農地費	100%	3
林業費	100%	3
水産業費	100%	3
商工費	100%	3
土木費	—	—
土木管理費	100%	3
道路橋りょう費	100%	3
河川費	100%	3
港湾費	100%	3
都市計画費	—	—
街路費	100%	3
公園費	100%	3
下水道費	100%	3
区画整理費等	100%	3
住宅費	100%	3
空港費	100%	3

消防費	100%	3
教育費	—	—
教育総務費	100%	5
小学校費	100%	5
中学校費	100%	5
高等学校費	100%	5
特殊学校費	0%	—
幼稚園費	100%	5
社会教育費	100%	5
保健体育費	—	—
体育施設費等	100%	5
学校給食費	100%	5
大学費	100%	5
災害復旧費	—	—
農林水産施設災害復旧費	100%	3
公共土木施設災害復旧費	100%	3
その他	100%	3
公債費	100%	3
諸支出金	—	—
普通財産取得費	100%	3
公営企業費	100%	3
前年度繰上充用金	100%	3
特別区財政調整納付金	100%	3

図表-7 権限委譲シミュレーションの結果(同じ権限を移譲するケース、都道府県レベルのマクロ)

	自主財源	歳出	収支比率	うち經常分	収支比率
国	454,946	443,645	102.5%	443,645	102.5%
広域自治体 (都道府県)	自主財源	歳出	収支比率	うち經常分	収支比率
北海道	10,096	22,730	44.4%	16,544	61.0%
北海道	10,096	22,730	44.4%	16,544	61.0%
東北	17,202	35,679	48.2%	25,518	67.4%
青森県	2,829	6,151	46.0%	4,510	62.7%
岩手県	2,664	6,170	43.2%	4,526	58.9%
宮城県	3,730	6,006	62.1%	4,240	88.0%
秋田県	2,215	5,483	40.4%	3,980	55.7%
山形県	2,089	4,704	44.4%	3,250	64.3%
福島県	3,674	7,166	51.3%	5,012	73.3%
北関東	20,386	30,089	67.8%	19,954	102.2%
茨城県	4,777	7,726	61.8%	5,058	94.4%
栃木県	3,985	5,990	66.5%	4,216	94.5%
群馬県	3,694	5,617	65.8%	4,061	91.0%
埼玉県	7,931	10,755	73.7%	6,619	119.8%
南関東	29,669	35,470	83.6%	23,897	124.2%
千葉県	7,649	10,711	71.4%	6,958	109.9%
東京都(市部)	10,364	9,248	112.1%	7,190	144.1%
神奈川県	9,957	11,802	84.4%	7,382	134.9%
山梨県	1,699	3,710	45.8%	2,366	71.8%
東京	41,455	21,578	192.1%	16,777	247.1%
東京都(23区)	41,455	21,578	192.1%	16,777	247.1%
北陸・信越	14,423	28,278	51.0%	19,265	74.9%
新潟県	4,531	9,512	47.6%	6,344	71.4%
富山県	2,208	4,123	53.6%	2,811	78.6%
石川県	2,108	4,094	51.5%	2,734	77.1%
福井県	1,805	3,814	47.3%	2,556	70.6%
長野県	3,770	6,734	56.0%	4,821	78.2%
東海	26,009	35,381	73.5%	23,187	112.2%
岐阜県	3,280	6,164	53.2%	3,905	84.0%
静岡県	5,859	8,667	67.6%	5,549	105.6%
愛知県	13,707	15,363	89.2%	10,271	133.5%
三重県	3,163	5,186	61.0%	3,462	91.4%
関西	36,286	51,407	70.6%	34,478	105.2%
滋賀県	2,332	3,907	59.7%	2,629	88.7%
京都府	3,578	5,791	61.8%	4,002	89.4%
大阪府	16,179	17,985	90.0%	12,258	132.0%
兵庫県	10,434	15,686	66.5%	10,459	99.8%
奈良県	1,721	3,775	45.6%	2,345	73.4%
和歌山県	2,042	4,263	47.9%	2,786	73.3%
中国	13,013	26,547	49.0%	17,643	73.8%
鳥取県	1,451	3,124	46.5%	2,264	64.1%
島根県	1,805	4,680	38.6%	3,219	56.1%
岡山県	2,669	5,496	48.6%	3,582	74.5%
広島県	4,052	7,545	53.7%	4,666	86.9%
山口県	3,036	5,702	53.2%	3,912	77.6%
四国	8,111	16,153	50.2%	10,750	75.5%
徳島県	2,143	3,933	54.5%	2,746	78.1%
香川県	2,018	3,399	59.4%	2,353	85.8%
愛媛県	2,507	4,886	51.3%	3,083	81.3%
高知県	1,442	3,935	36.7%	2,568	56.2%
九州	19,365	41,427	46.7%	28,075	69.0%
福岡県	6,750	10,337	65.3%	6,790	99.4%
佐賀県	1,347	3,309	40.7%	2,278	59.1%
長崎県	2,213	5,582	39.6%	3,887	56.9%
熊本県	2,589	5,750	45.0%	3,829	67.6%
大分県	2,230	4,857	45.9%	3,406	65.5%
宮崎県	1,962	4,854	40.4%	3,432	57.2%
鹿児島県	2,273	6,739	33.7%	4,452	51.1%
沖縄	1,620	4,557	35.6%	3,184	50.9%
沖縄県	1,620	4,557	35.6%	3,184	50.9%
広域自治体(合計)	237,635	349,297	68.0%	239,270	99.3%

基礎自治体(マクロ)	自主財源	歳出	収支比率	うち経常分	収支比率
北海道	11,860	37,079	32.0%	30,341	39.1%
北海道	11,860	37,079	32.0%	30,341	39.1%
東北	15,868	50,572	31.4%	43,570	36.4%
青森県	1,980	8,100	24.4%	7,126	27.8%
岩手県	1,958	7,900	24.8%	6,945	28.2%
宮城県	4,415	11,394	38.7%	9,645	45.8%
秋田県	1,717	6,882	24.9%	5,895	29.1%
山形県	2,201	6,317	34.8%	5,316	41.4%
福島県	3,597	9,979	36.0%	8,642	41.6%
北関東	27,508	56,921	48.3%	47,381	58.1%
茨城県	5,136	12,594	40.8%	10,617	48.4%
栃木県	4,856	9,083	53.5%	7,492	64.8%
群馬県	3,962	9,512	41.7%	8,200	48.3%
埼玉県	13,554	25,731	52.7%	21,072	64.3%
南関東	41,007	75,091	54.6%	60,858	67.4%
千葉県	13,706	22,505	60.9%	19,157	71.5%
東京都(市部)	4,581	10,208	44.9%	7,440	61.6%
神奈川県	20,738	37,313	55.6%	29,946	69.3%
山梨県	1,983	5,067	39.1%	4,315	45.9%
東京	18,324	23,818	76.9%	17,359	105.6%
東京都(23区)	18,324	23,818	76.9%	17,359	105.6%
北陸・信越	16,665	41,840	39.8%	35,107	47.5%
新潟県	5,594	12,887	43.4%	10,837	51.6%
富山県	2,268	5,863	38.7%	4,925	46.1%
石川県	2,541	6,886	36.9%	5,537	45.9%
福井県	1,748	4,550	38.4%	3,855	45.3%
長野県	4,515	11,654	38.7%	9,954	45.4%
東海	43,107	67,073	64.3%	55,361	77.9%
岐阜県	5,947	10,192	58.4%	8,713	68.3%
静岡県	8,512	16,174	52.6%	13,364	63.7%
愛知県	20,580	32,237	63.8%	25,966	79.3%
三重県	8,067	8,470	95.2%	7,318	110.2%
関西	50,066	109,762	45.6%	90,422	55.4%
滋賀県	2,544	6,394	39.8%	5,409	47.0%
京都府	7,305	13,712	53.3%	11,507	63.5%
大阪府	21,828	46,711	46.7%	38,003	57.4%
兵庫県	14,042	30,339	46.3%	24,719	56.8%
奈良県	2,382	6,874	34.7%	5,731	41.6%
和歌山県	1,964	5,732	34.3%	5,054	38.9%
中国	16,568	42,816	38.7%	36,066	45.9%
鳥取県	1,189	3,917	30.4%	3,414	34.8%
島根県	1,433	5,669	25.3%	4,914	29.2%
岡山県	3,653	10,240	35.7%	8,642	42.3%
広島県	7,564	15,027	50.3%	12,425	60.9%
山口県	2,729	7,962	34.3%	6,671	40.9%
四国	9,556	22,803	41.9%	19,835	48.2%
徳島県	3,570	4,768	74.9%	4,220	84.6%
香川県	1,803	5,111	35.3%	4,406	40.9%
愛媛県	2,865	7,731	37.1%	6,705	42.7%
高知県	1,319	5,193	25.4%	4,504	29.3%
九州	23,426	74,299	31.5%	63,291	37.0%
福岡県	10,980	27,221	40.3%	22,462	48.9%
佐賀県	1,306	4,588	28.5%	4,053	32.2%
長崎県	2,586	9,352	27.7%	8,038	32.2%
熊本県	2,604	9,695	26.9%	8,529	30.5%
大分県	1,897	6,566	28.9%	5,650	33.6%
宮崎県	1,601	6,445	24.8%	5,582	28.7%
鹿児島県	2,451	10,431	23.5%	8,979	27.3%
沖縄	1,615	7,379	21.9%	6,085	26.5%
沖縄県	1,615	7,379	21.9%	6,085	26.5%
基礎自治体(合計)	275,568	609,452	45.2%	505,677	54.5%

単位:億円

図表－8 権限委譲シミュレーションの結果（異なる権限を委譲するケース、都道府県レベルのマクロ）

基礎自治体の規模に応じて異なる権限を委譲するケース

	自主財源	歳出	収支比率	うち經常分	収支比率
国	454,946	443,645	102.5%	443,645	102.5%
広域自治体 (都道府県)	自主財源	歳出	収支比率	うち經常分	収支比率
北海道	10,096	31,800	31.7%	23,741	42.5%
北海道	10,096	31,800	31.7%	23,741	42.5%
東北	17,202	47,968	35.9%	36,027	47.7%
青森県	2,829	8,278	34.2%	6,357	44.5%
岩手県	2,664	8,178	32.6%	6,300	42.3%
宮城県	3,730	7,973	46.8%	5,920	63.0%
秋田県	2,215	7,122	31.1%	5,357	41.4%
山形県	2,089	6,678	31.3%	4,881	42.8%
福島県	3,674	9,739	37.7%	7,212	50.9%
北関東	20,386	38,479	53.0%	26,943	75.7%
茨城県	4,777	10,006	47.7%	7,005	68.2%
栃木県	3,985	7,696	51.8%	5,585	71.3%
群馬県	3,694	7,437	49.7%	5,587	66.1%
埼玉県	7,931	13,340	59.5%	8,766	90.5%
南関東	29,669	40,428	73.4%	27,929	106.2%
千葉県	7,649	12,590	60.8%	8,569	89.3%
東京都(市部)	10,364	9,649	107.4%	7,428	139.5%
神奈川県	9,957	12,762	78.0%	8,123	122.6%
山梨県	1,699	5,427	31.3%	3,809	44.6%
東京	41,455	22,514	184.1%	17,332	239.2%
東京都(23区)	41,455	22,514	184.1%	17,332	239.2%
北陸・信越	14,423	36,410	39.6%	25,994	55.5%
新潟県	4,531	11,087	40.9%	7,663	59.1%
富山県	2,208	5,040	43.8%	3,574	61.8%
石川県	2,108	5,440	38.8%	3,778	55.8%
福井県	1,805	5,017	36.0%	3,571	50.5%
長野県	3,770	9,826	38.4%	7,408	50.9%
東海	26,009	43,593	59.7%	30,001	86.7%
岐阜県	3,280	8,517	38.5%	5,919	55.4%
静岡県	5,859	10,364	56.5%	6,970	84.1%
愛知県	13,707	18,111	75.7%	12,444	110.2%
三重県	3,163	6,601	47.9%	4,669	67.7%
関西	36,286	61,412	59.1%	42,743	84.9%
滋賀県	2,332	5,115	45.6%	3,669	63.6%
京都府	3,578	7,218	49.6%	5,216	68.6%
大阪府	16,179	19,494	83.0%	13,425	120.5%
兵庫県	10,434	18,029	57.9%	12,299	84.8%
奈良県	1,721	5,535	31.1%	3,816	45.1%
和歌山県	2,042	6,021	33.9%	4,318	47.3%
中国	13,013	32,649	39.9%	22,818	57.0%
鳥取県	1,451	4,168	34.8%	3,140	46.2%
島根県	1,805	6,275	28.8%	4,602	39.2%
岡山県	2,669	6,928	38.5%	4,810	55.5%
広島県	4,052	8,684	46.7%	5,616	72.2%
山口県	3,036	6,593	46.0%	4,650	65.3%
四国	8,111	21,679	37.4%	15,486	52.4%
徳島県	2,143	5,456	39.3%	4,069	52.7%
香川県	2,018	4,449	45.4%	3,222	62.6%
愛媛県	2,507	5,926	42.3%	4,006	62.6%
高知県	1,442	5,848	24.7%	4,189	34.4%
九州	19,365	56,405	34.3%	40,783	47.5%
福岡県	6,750	14,094	47.9%	9,825	68.7%
佐賀県	1,347	4,651	29.0%	3,447	39.1%
長崎県	2,213	7,368	30.0%	5,430	40.8%
熊本県	2,589	8,132	31.8%	5,898	43.9%
大分県	2,230	6,090	36.6%	4,477	49.8%
宮崎県	1,962	6,519	30.1%	4,846	40.5%
鹿児島県	2,273	9,551	23.8%	6,859	33.1%
沖縄	1,620	6,251	25.9%	4,564	35.5%
沖縄県	1,620	6,251	25.9%	4,564	35.5%
広域自治体(合計)	237,635	439,588	54.1%	314,360	75.6%

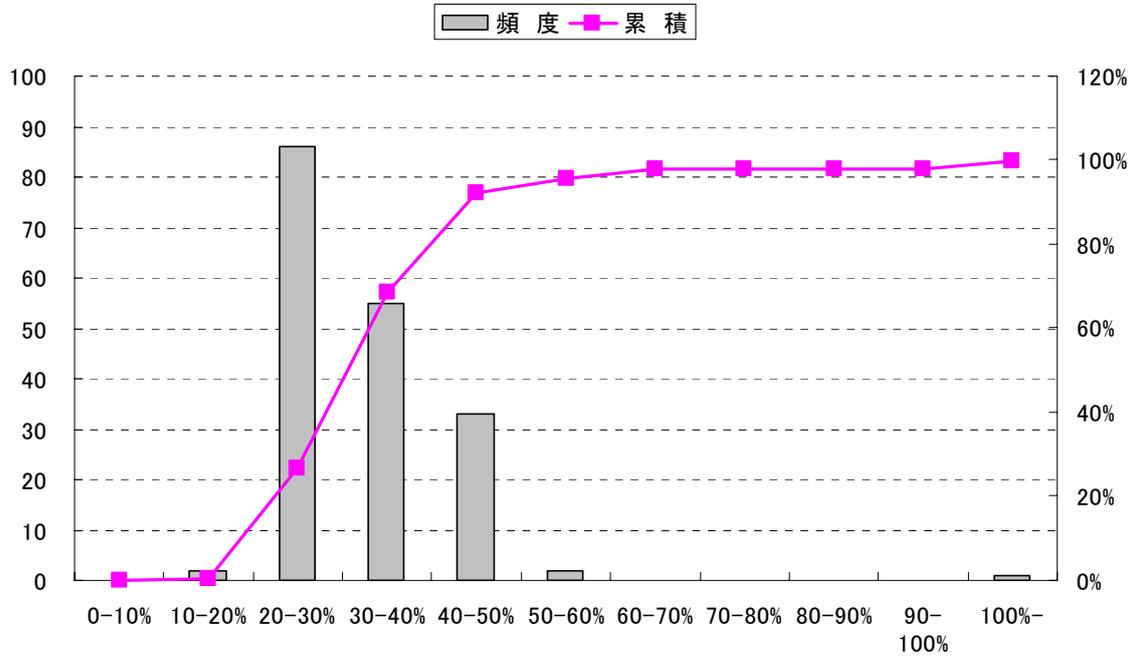
基礎自治体(マクロ)	自主財源	歳出	収支比率	うち經常分	収支比率
北海道	11,860	28,009	42.3%	23,143	51.2%
北海道	11,860	28,009	42.3%	23,143	51.2%
東北	15,868	38,283	41.4%	33,061	48.0%
青森県	1,980	5,973	33.1%	5,279	37.5%
岩手県	1,958	5,891	33.2%	5,171	37.9%
宮城県	4,415	9,427	46.8%	7,965	55.4%
秋田県	1,717	5,243	32.7%	4,519	38.0%
山形県	2,201	4,343	50.7%	3,685	59.7%
福島県	3,597	7,405	48.6%	6,442	55.8%
北関東	27,508	48,531	56.7%	40,392	68.1%
茨城県	5,136	10,315	49.8%	8,671	59.2%
栃木県	4,856	7,378	65.8%	6,123	79.3%
群馬県	3,962	7,692	51.5%	6,674	59.4%
埼玉県	13,554	23,147	58.6%	18,925	71.6%
南関東	41,007	70,133	58.5%	56,826	72.2%
千葉県	13,706	20,625	66.5%	17,546	78.1%
東京都(市部)	4,581	9,806	46.7%	7,201	63.6%
神奈川県	20,738	36,352	57.0%	29,205	71.0%
山梨県	1,983	3,349	59.2%	2,873	69.0%
東京	18,324	22,882	80.1%	16,803	109.0%
東京都(23区)	18,324	22,882	80.1%	16,803	109.0%
北陸・信越	16,665	33,708	49.4%	28,378	58.7%
新潟県	5,594	11,312	49.5%	9,518	58.8%
富山県	2,268	4,947	45.9%	4,161	54.5%
石川県	2,541	5,540	45.9%	4,493	56.5%
福井県	1,748	3,347	52.2%	2,840	61.5%
長野県	4,515	8,563	52.7%	7,366	61.3%
東海	43,107	58,860	73.2%	48,546	88.8%
岐阜県	5,947	7,839	75.9%	6,699	88.8%
静岡県	8,512	14,477	58.8%	11,943	71.3%
愛知県	20,580	29,489	69.8%	23,794	86.5%
三重県	8,067	7,055	114.4%	6,111	132.0%
関西	50,066	99,757	50.2%	82,157	60.9%
滋賀県	2,544	5,186	49.1%	4,369	58.2%
京都府	7,305	12,285	59.5%	10,292	71.0%
大阪府	21,828	45,202	48.3%	36,836	59.3%
兵庫県	14,042	27,996	50.2%	22,878	61.4%
奈良県	2,382	5,114	46.6%	4,260	55.9%
和歌山県	1,964	3,974	49.4%	3,521	55.8%
中国	16,568	36,714	45.1%	30,892	53.6%
鳥取県	1,189	2,873	41.4%	2,539	46.8%
島根県	1,433	4,074	35.2%	3,532	40.6%
岡山県	3,653	8,808	41.5%	7,414	49.3%
広島県	7,564	13,887	54.5%	11,474	65.9%
山口県	2,729	7,071	38.6%	5,934	46.0%
四国	9,556	17,277	55.3%	15,100	63.3%
徳島県	3,570	3,245	110.0%	2,897	123.2%
香川県	1,803	4,061	44.4%	3,538	51.0%
愛媛県	2,865	6,690	42.8%	5,782	49.5%
高知県	1,319	3,281	40.2%	2,883	45.7%
九州	23,426	59,320	39.5%	50,583	46.3%
福岡県	10,980	23,464	46.8%	19,426	56.5%
佐賀県	1,306	3,246	40.2%	2,884	45.3%
長崎県	2,586	7,566	34.2%	6,495	39.8%
熊本県	2,604	7,313	35.6%	6,459	40.3%
大分県	1,897	5,333	35.6%	4,579	41.4%
宮崎県	1,601	4,779	33.5%	4,168	38.4%
鹿児島県	2,451	7,619	32.2%	6,572	37.3%
沖縄	1,615	5,685	28.4%	4,704	34.3%
沖縄県	1,615	5,685	28.4%	4,704	34.3%
基礎自治体(合計)	275,568	519,159	53.1%	430,587	64.0%

単位:億円

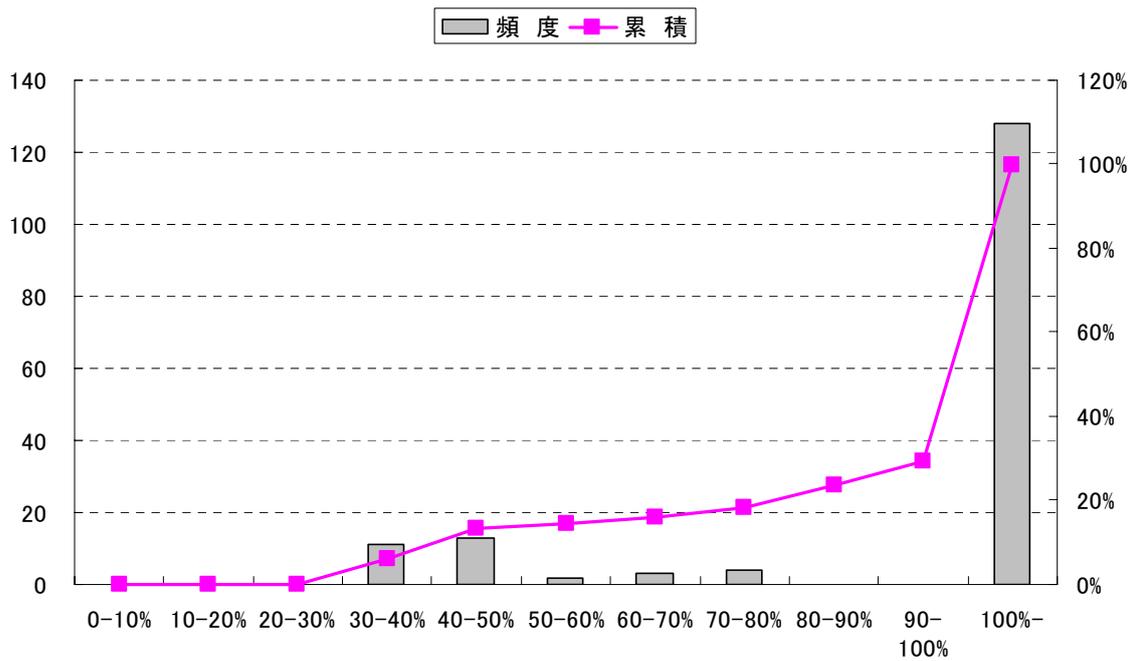
図表-9 税源移譲シミュレーションの結果（市町村レベル）にもとづくヒストグラム

[北海道]

うち經常分（同じ権限委譲）

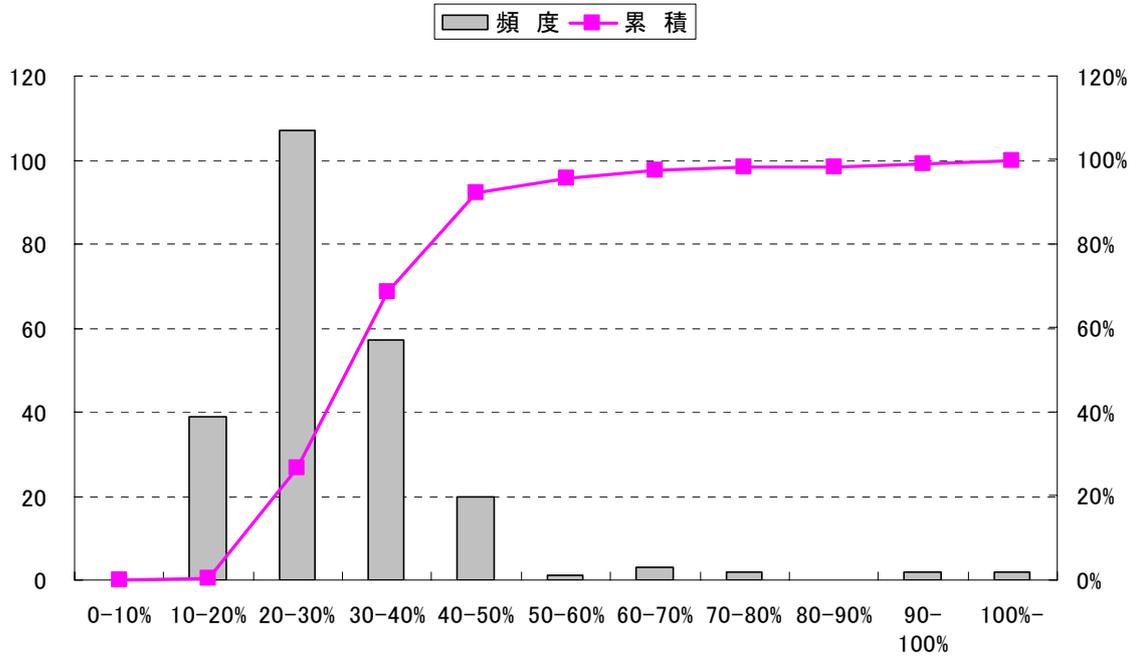


うち經常分（異なる権限委譲）

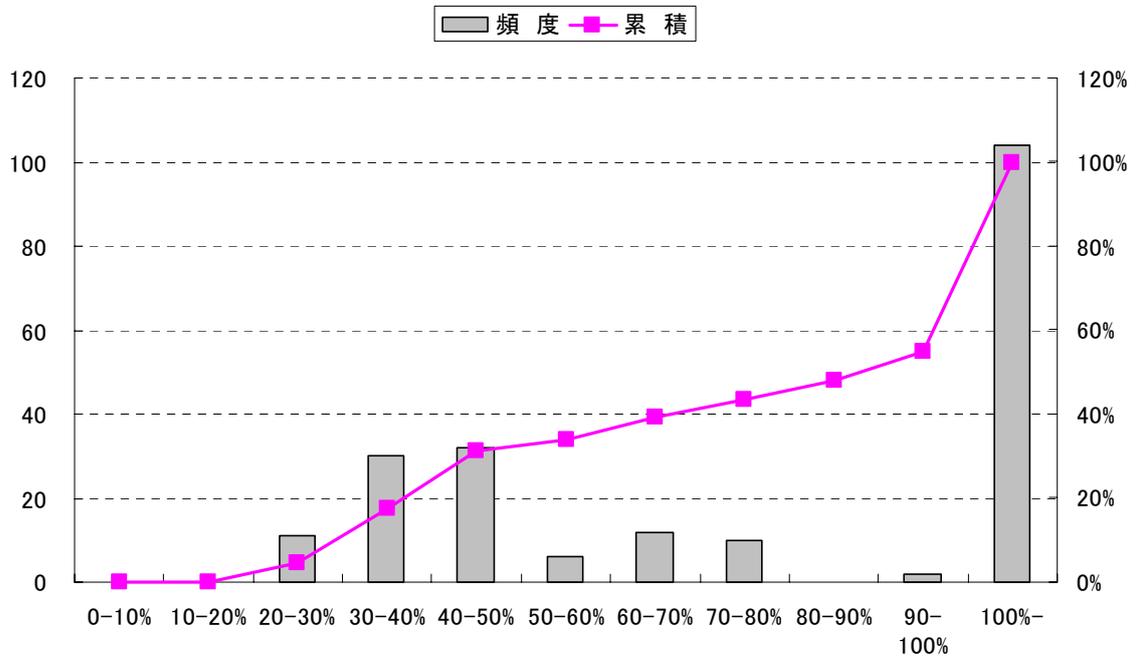


[東北]

うち経常分（同じ権限委譲）

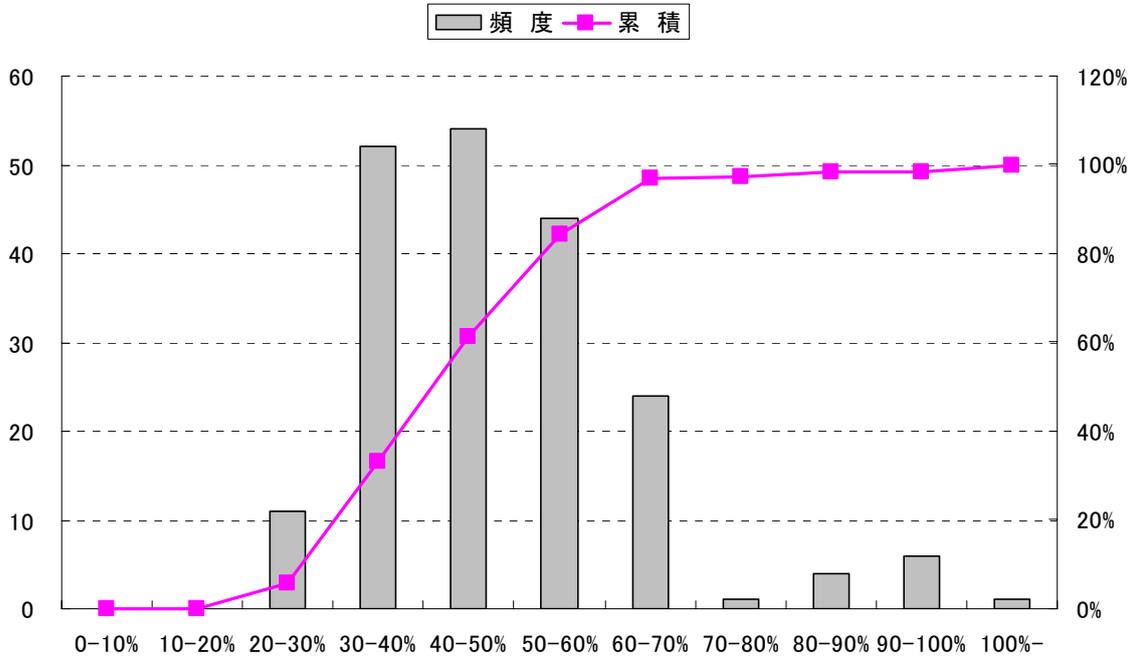


うち経常分（異なる権限委譲）

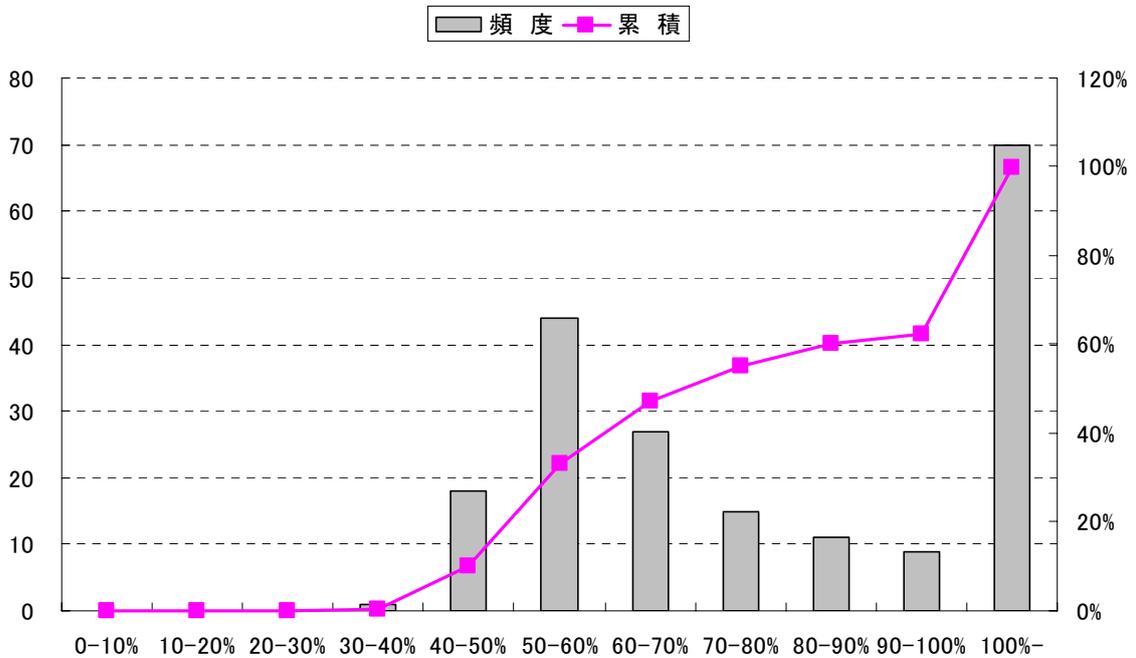


[北関東]

うち経常分（同じ権限委譲）

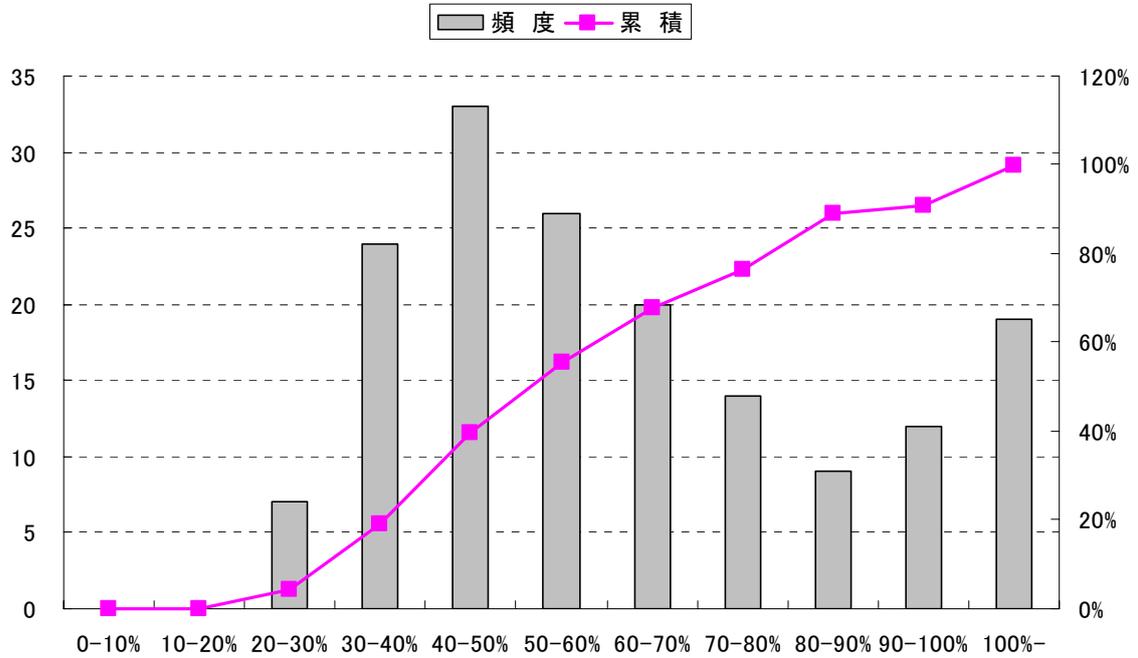


うち経常分（異なる権限委譲）

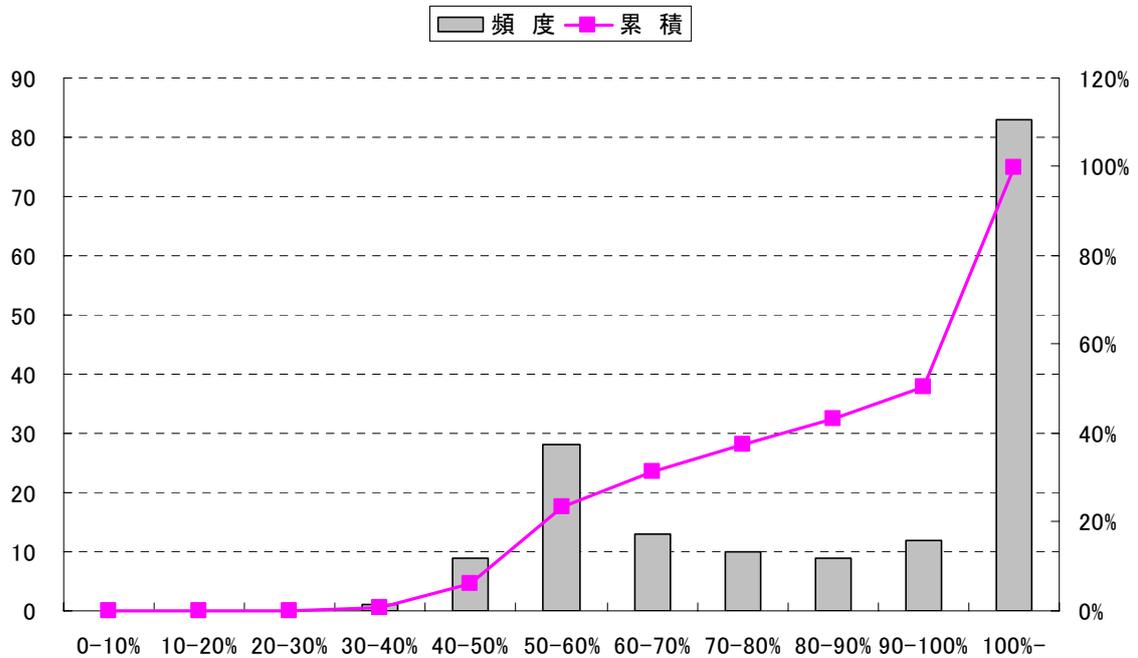


[南関東]

うち経常分（同じ権限委譲）

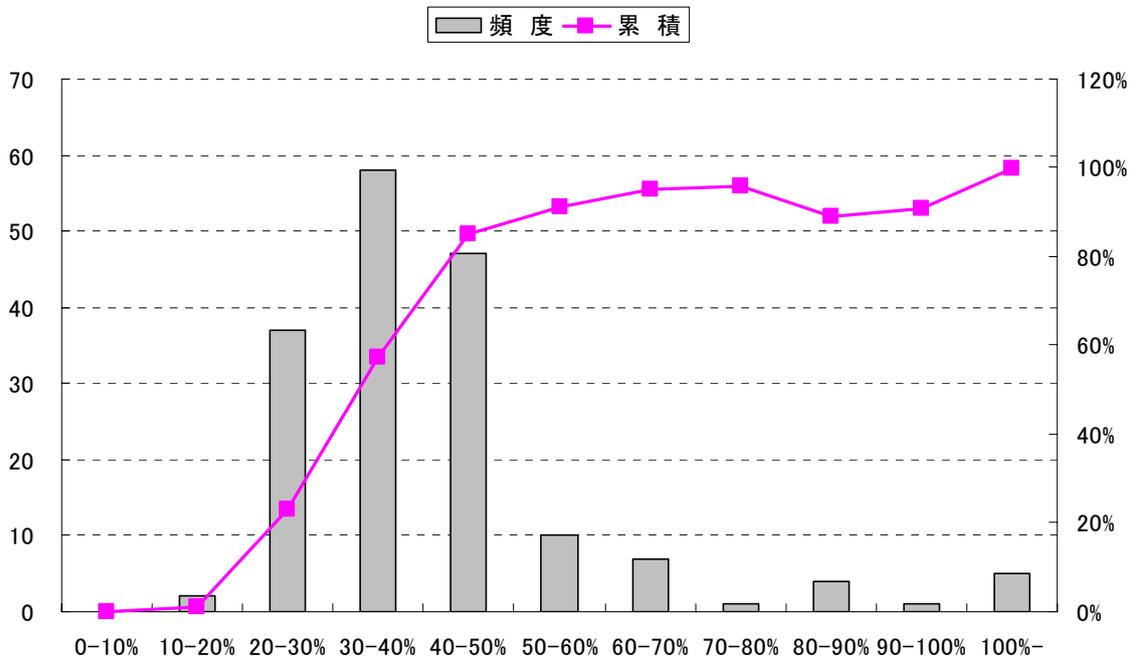


うち経常分（異なる権限委譲）

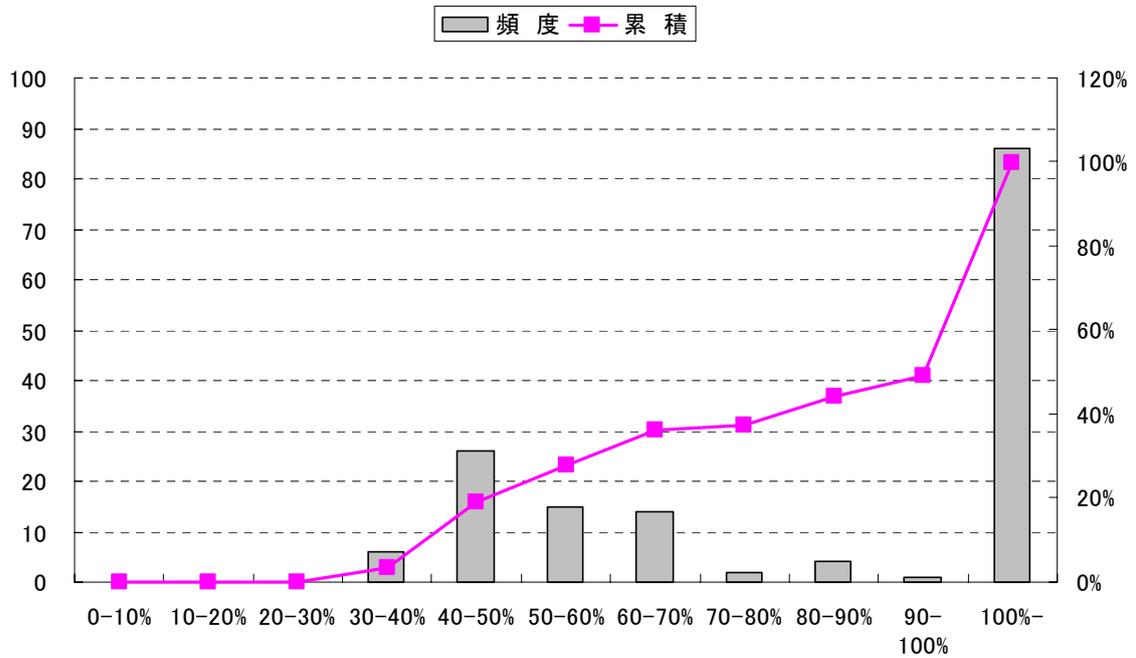


[北陸・信越]

うち経常分（同じ権限委譲）

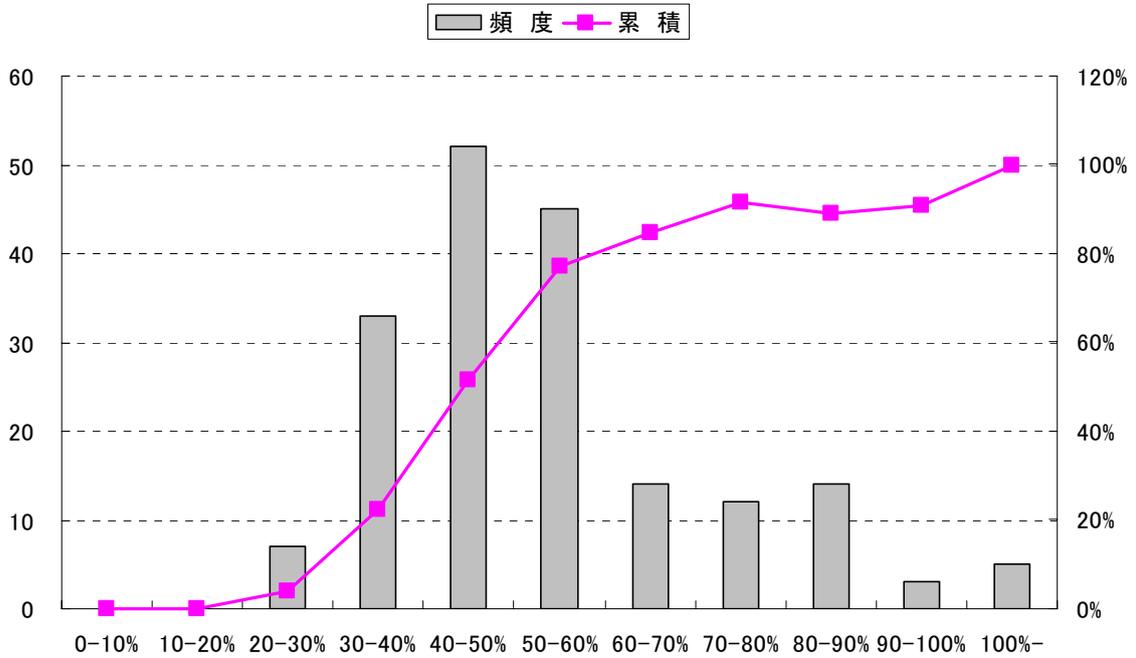


うち経常分（異なる権限委譲）

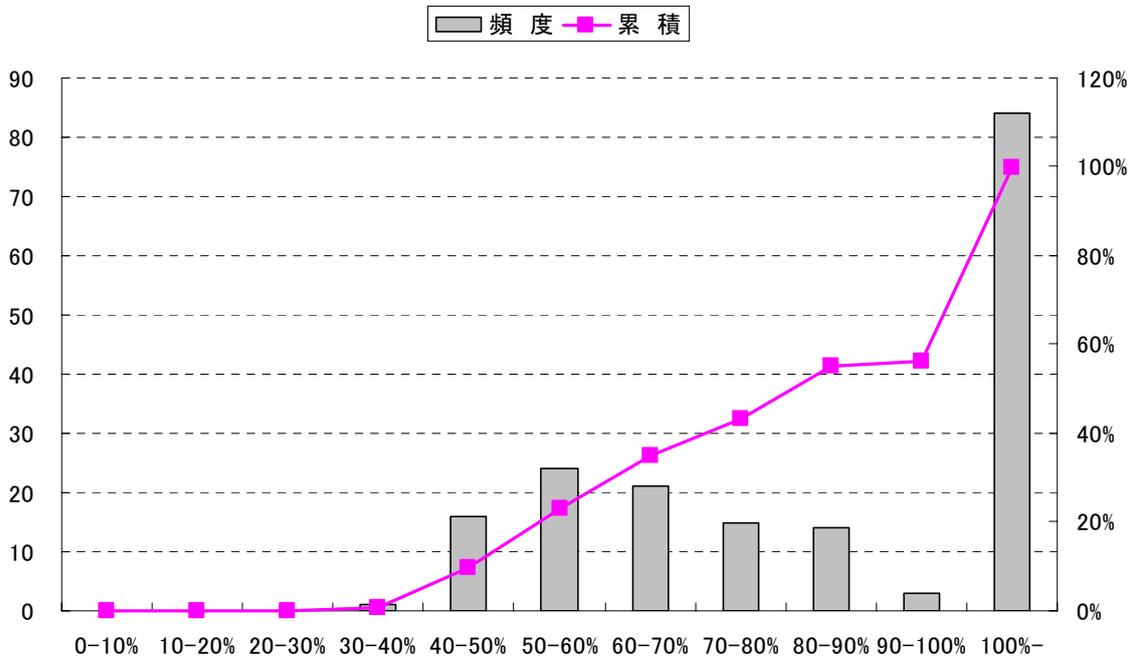


[東海]

うち経常分（同じ権限委譲）

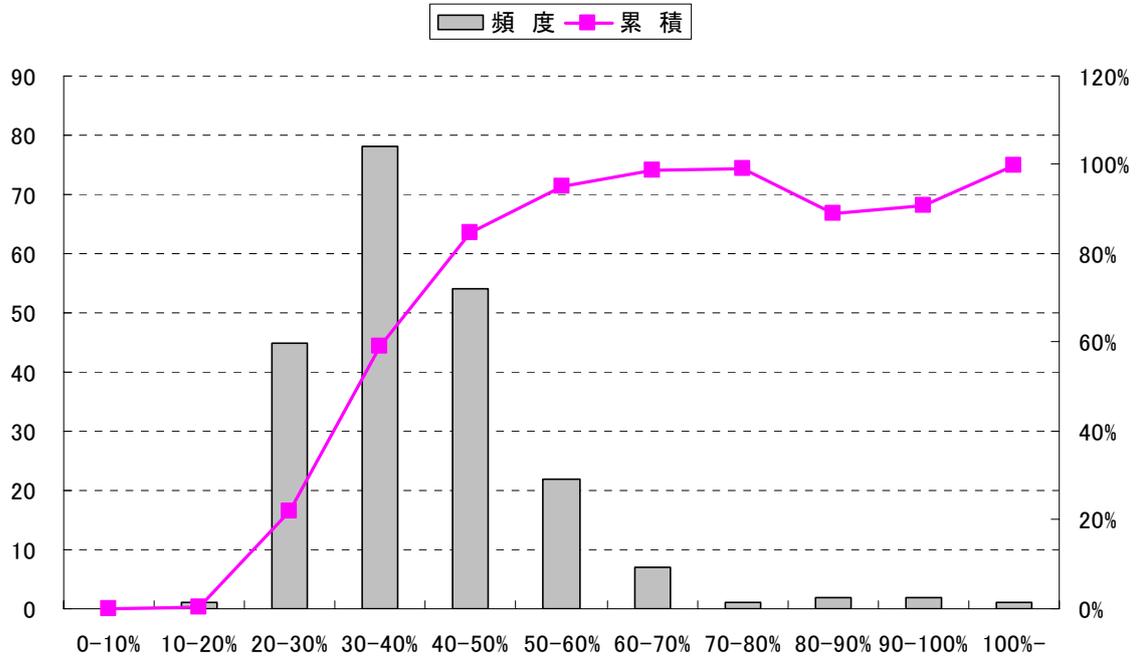


うち経常分（異なる権限委譲）

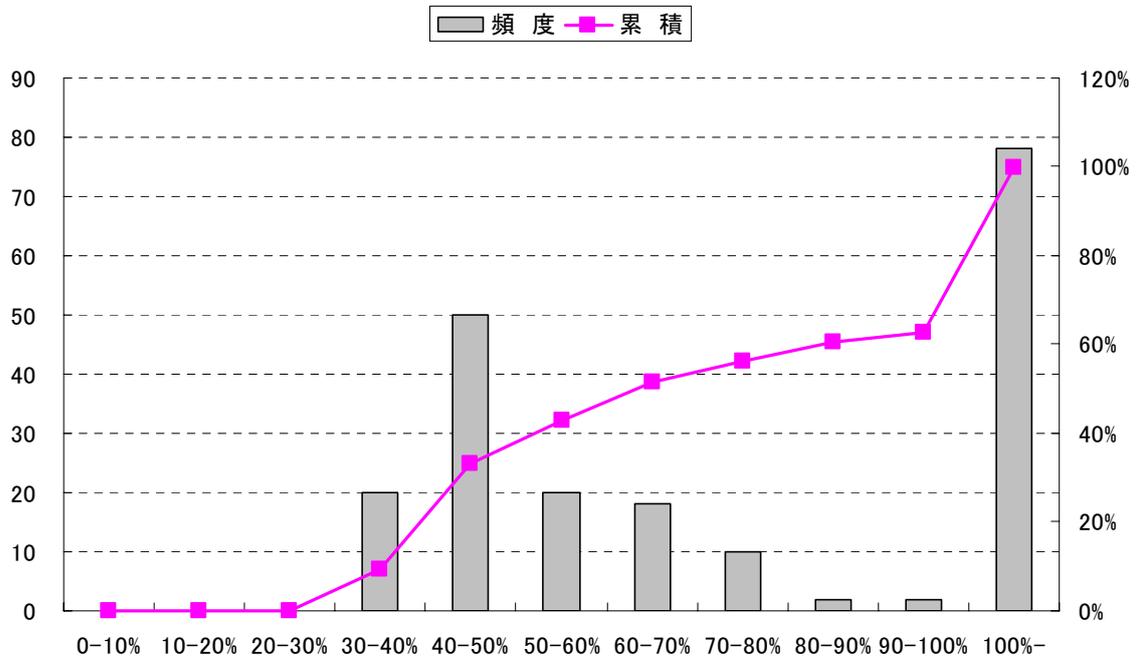


[関西]

うち経常分（同じ権限委譲）

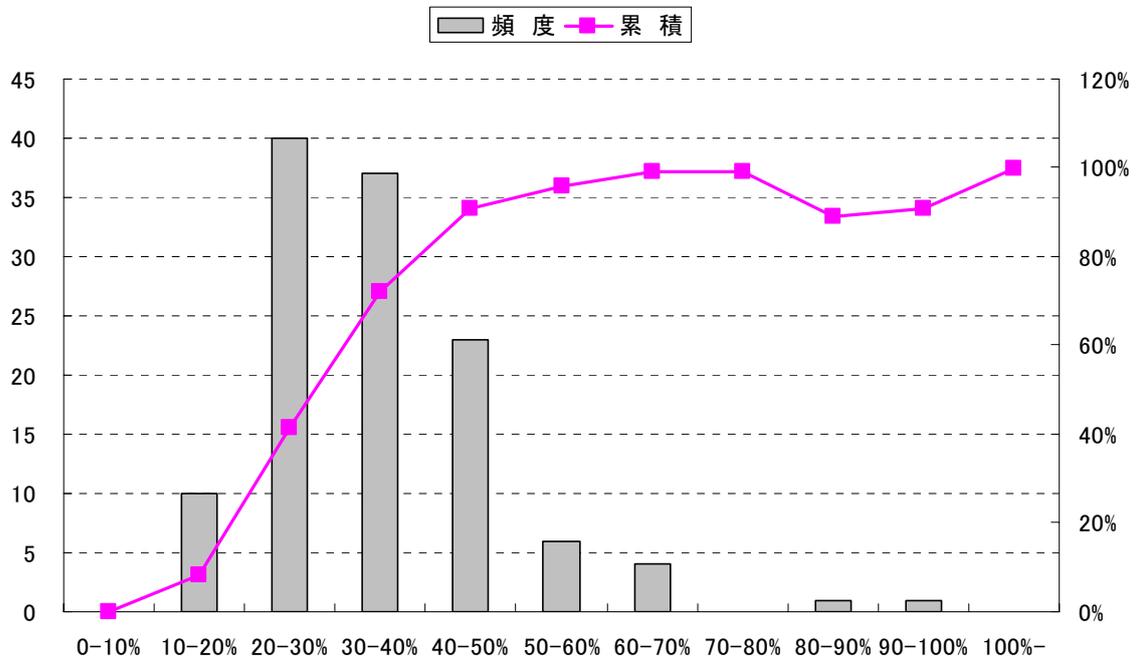


うち経常分（異なる権限委譲）

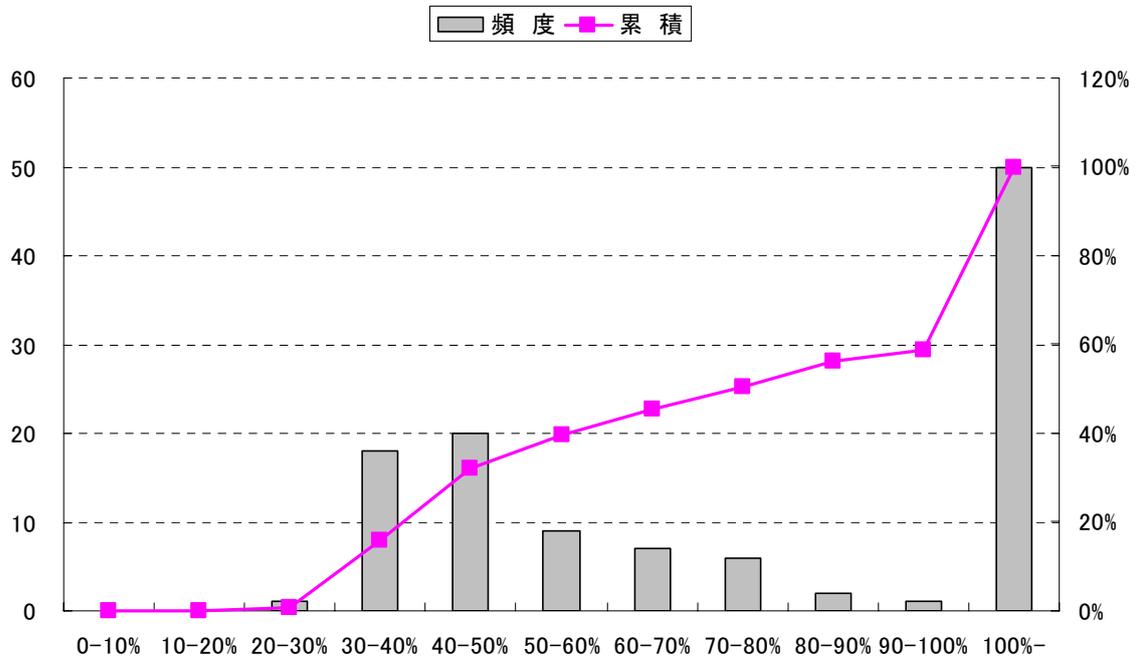


[中国]

うち経常分（同じ権限委譲）

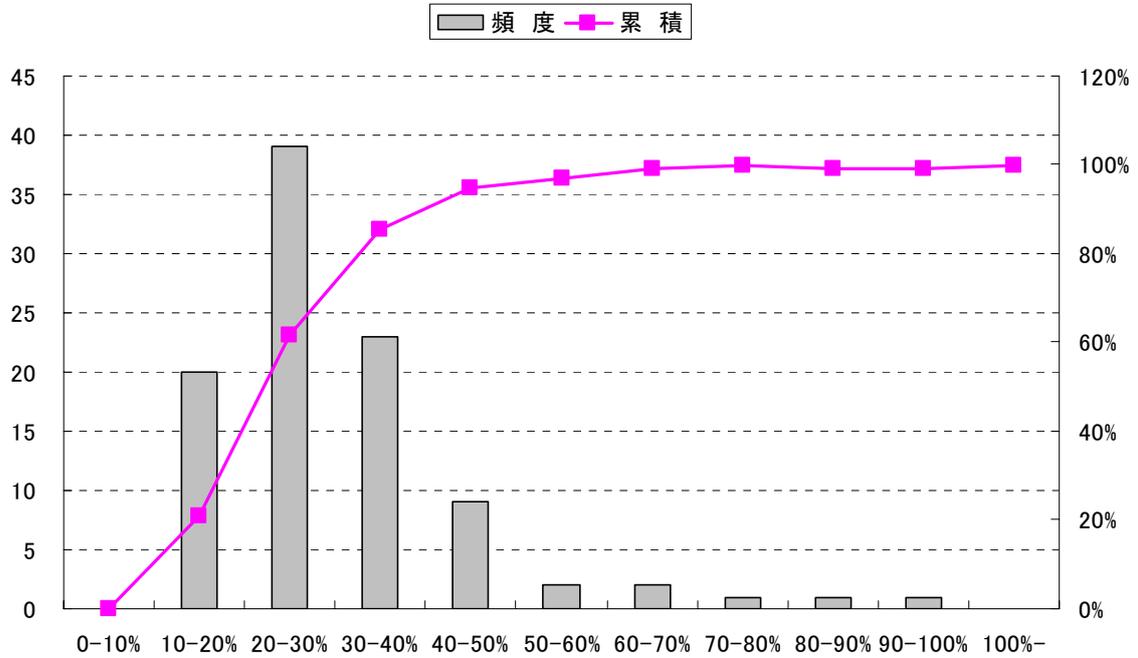


うち経常分（異なる権限委譲）

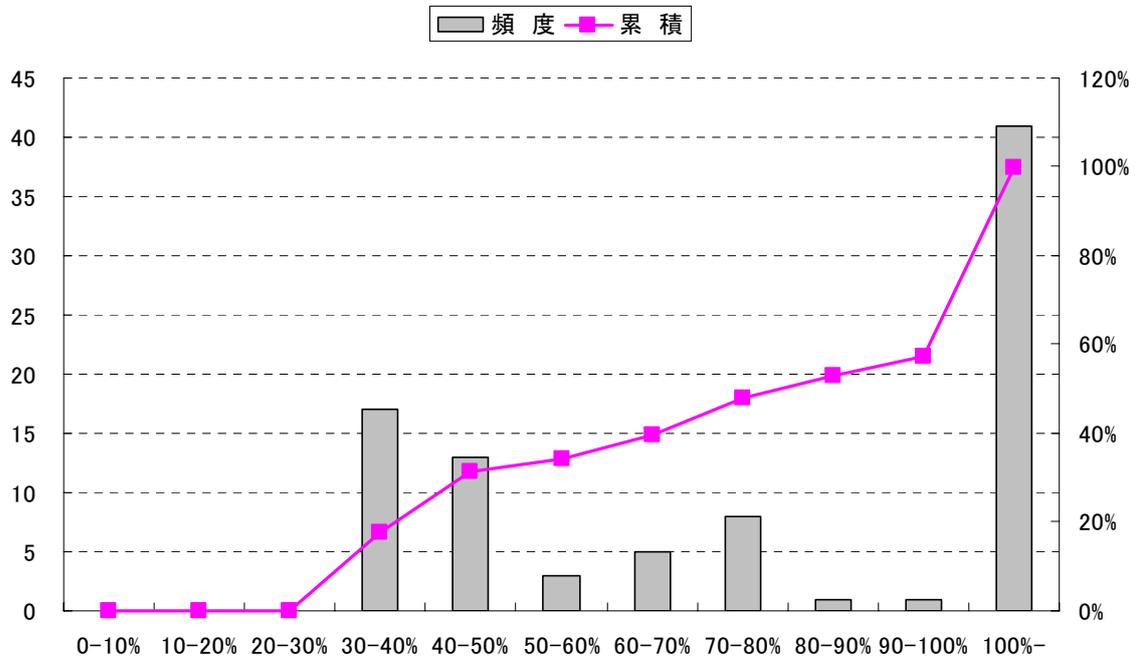


[四国]

うち経常分（同じ権限委譲）

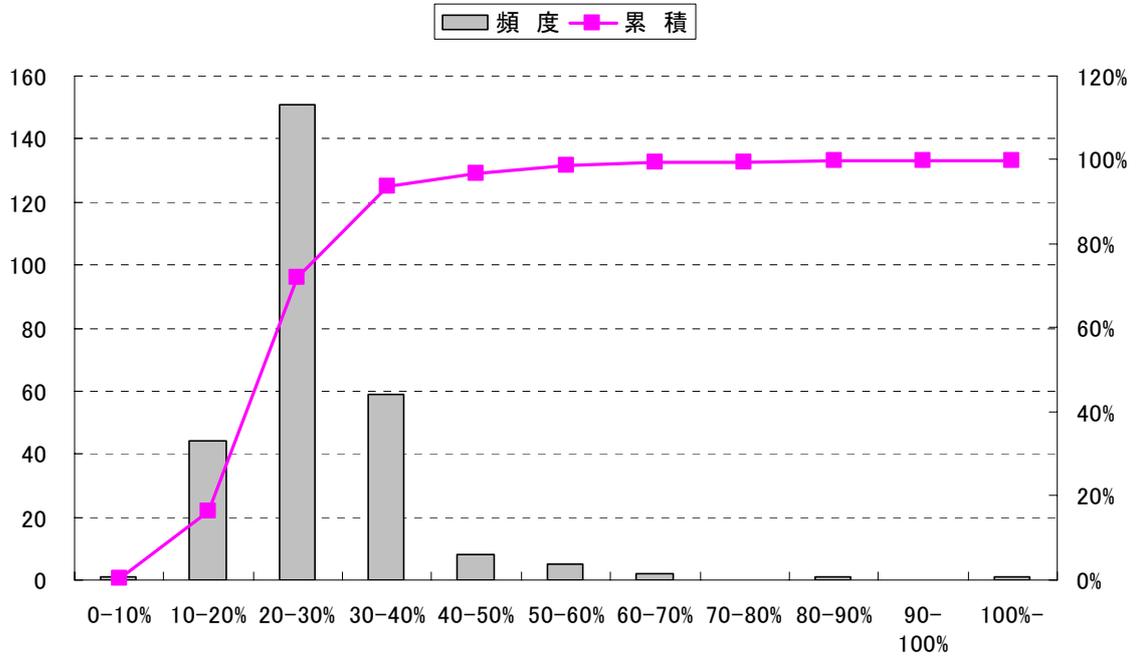


うち経常分（異なる権限委譲）

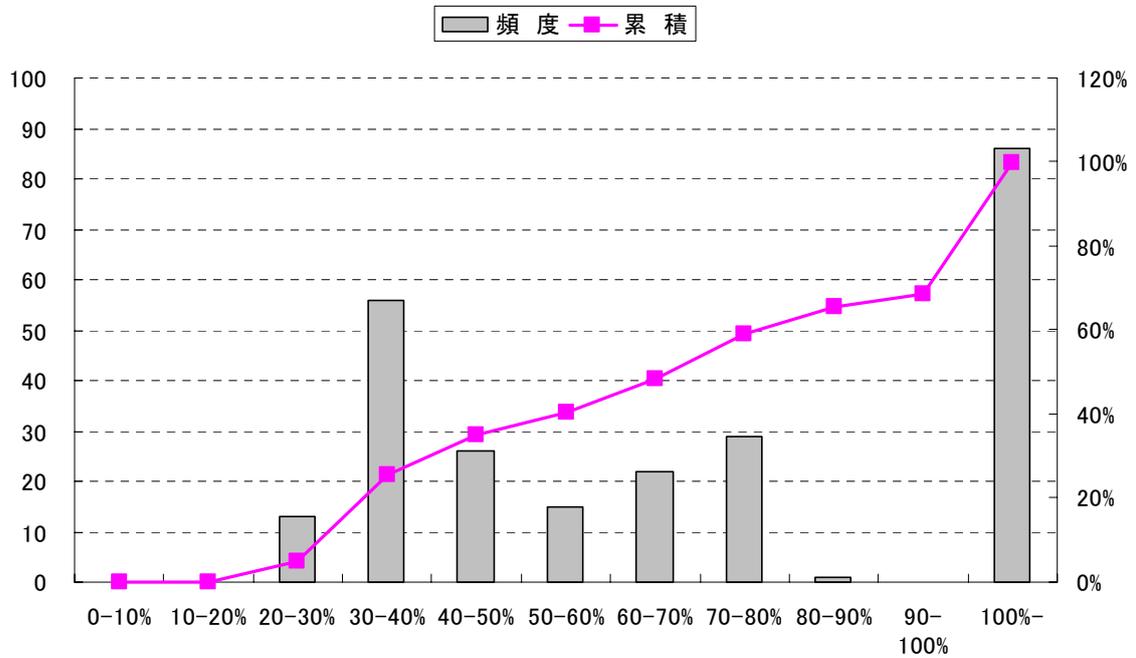


[九州]

うち経常分（同じ権限委譲）

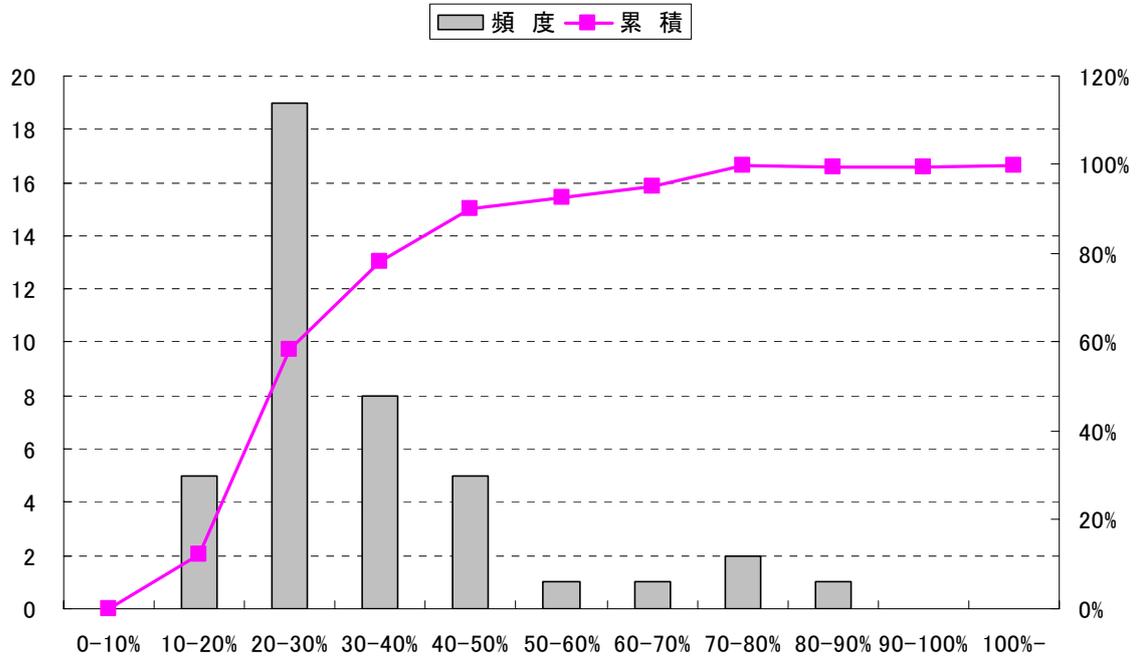


うち経常分（異なる権限委譲）

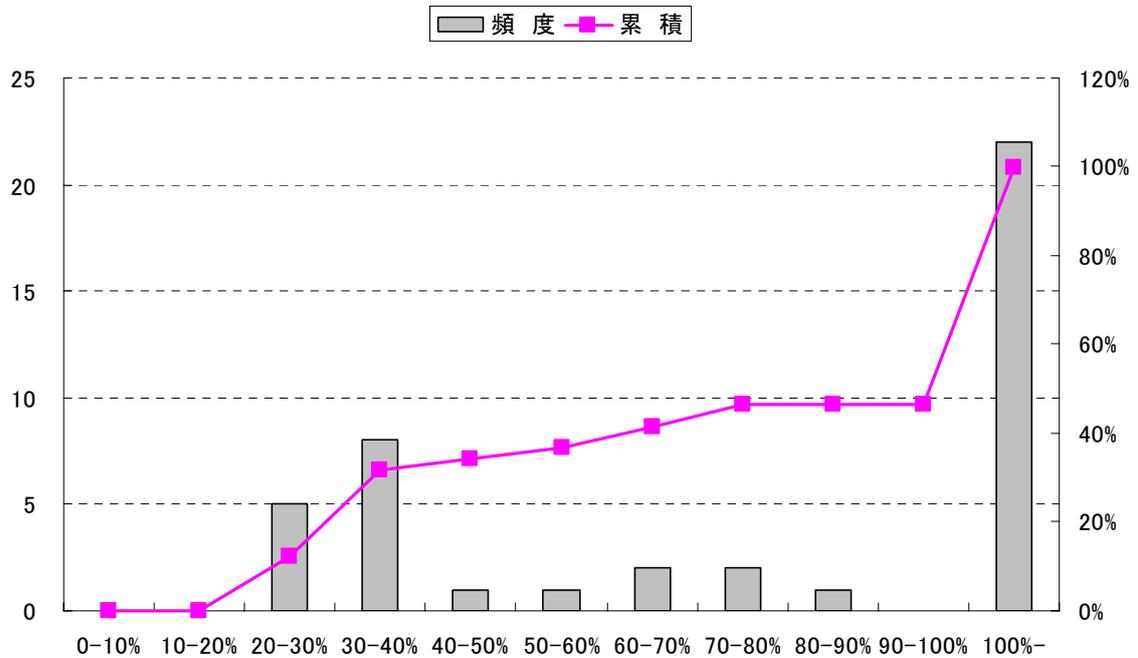


[沖縄]

うち経常分 (同じ権限委譲)



うち経常分 (異なる権限委譲)



高崎経済大学地域政策学会
〒370-0801 群馬県高崎市上並榎町 1300
027-344-6244
c-gakkai@tcue.ac.jp
<http://www1.tcue.ac.jp/home1/c-gakkai/dp/dp07-01>